

文化生活・教育常任委員会 議事次第

（令和7年6月9日（月）
午後1時30分～
於：第4委員会室）

1 開 会

2 出席要求理事者

3 確認事項

4 所管部局の事務事業概要等

5 今後の委員会運営

6 その他

7 閉 会

文化生活・教育常任委員会 委員名簿

	氏 名	会 派	他の所属 委員会等	備 考
委員長	岡 本 和 徳	府 民	子育て 議 運	
副委員長	中 村 正 孝	自 民	新技術 ◎ 議 運	
〃	藤 山 裕紀子	〃	地 域	
委 員	渡 辺 邦 子	〃	文化力	
〃	森 口 亨	〃	◎ 新技術	
〃	武 田 光 樹	〃	○ 文化力	
〃	畑 本 義 允	維 国	○ 文化力	予算特別委員会幹事
〃	西 條 利 洋	〃	地 域	
〃	浜 田 良 之	共 産	暮らし	
〃	成 宮 真理子	〃	新技術 議 運	予算特別委員会幹事
〃	大河内 章	公 明	○ 地 域	

◎ 委員長 ○ 副委員長

文化生活・教育常任委員会 出席要求理事者名簿

【文化生活部】	
文化生活部長	嶋津 誉子
人権啓発推進室長	義本 知史
文化生活部副部長 (スポーツ・文教担当)	碓 伸二
文化生活部副部長(文化振興担当) (文化政策室長兼務)	梅原 和久
文化生活部副部長 (府民生活・男女共同参画担当)	小林 京子
文化生活部理事 (ACK・AFK担当)	大石 正子
人権啓発推進室企画参事	安原 正康
文化生活総務課長	井関 好之
文化生活総務課参事	萬谷 治子
文化政策室参事	松本 裕行
文化芸術課長	松村 明日香
文化芸術課企画参事	宮脇 晃
スポーツ振興課長	曾我 学
文教課長	衣川 貴雄
安心・安全まちづくり推進課長	中岡 政貴
男女共同参画課長	平 康夫
府民総合案内・相談センター長	澤田 晋治
消費生活安全センター長	桑谷 正之
生活衛生課長	小林 哲

【教育委員会】	
教育長	前川 明範
教育次長	大路 達夫
教育監兼学校危機管理監	山下 俊彦
管理部長	仲井 宣夫
総務企画課長	南 有紀宏
管理課長	石田 英樹
教職員企画課長	浅野 徹
教職員人事課長	吉岡 伴幸
福利課長	西出 弘一
指導部長	相馬 直子
高校改革推進室長	水口 博史
学校教育課長	三矢 哲郎
特別支援教育課長	廣田 一幸
高校教育課長	小西 良尚
高校教育課参事	土岐 康二
教育DX推進課長 (デジタル学習支援センター長)	今野 勝明
保健体育課長	井上 哲
社会教育課長	田中 英一
文化財保護課長	石崎 善久

(計 43 名)

【文化施設政策監】	
文化施設政策監	角田 幸総
文化施設政策監付理事	池邊 俊之
文化施設政策監付企画参事	笹井 剛満
文化施設政策監付企画参事	川勝 陽二
文化施設政策監付企画参事	新井 弘徳

【 閉会中の継続審査及び調査事項 】

- 1 文化芸術、スポーツ及び生涯学習の振興について
- 2 私立学校の振興及び京都府立の大学の整備について
- 3 府民の安心・安全の確保に関する対策について
- 4 府民生活の向上に関する対策について
- 5 教育の振興について
- 6 文化財保護について

令和7年度委員会運営に関する申合せ

1 委員会の活動について

(1) 定例会中の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会（標準的な運営）

1 日目	1 開会 2 報告事項 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 閉会
2 日目	1 開会 2 付託議案（討論・採決） 3 審査依頼議案（適否確認） 4 付託請願 5 所管事項 6 閉会中の継続審査及び調査 7 今後の委員会運営 8 その他 9 閉会

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会（標準的な運営）

1 日	1 開会 2 所管事項の調査 (1) 理事者からの説明 (2) 参考人からの意見聴取 3 委員間討議 4 閉会中の継続審査及び調査 5 今後の委員会運営 6 その他 7 閉会
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

参考人の招致は、前の定例会の委員会に諮り、招致決定を行うものとする。
ただし、前の定例会中にテーマや候補者が整わなかった場合は、正副委員長で協議の上、招致を決定し、速やかに各委員に報告するものとする。
また、「3 委員間討議」を実施するか否かについては、各委員会の付議事件等を勘案し、各委員会の裁量で判断するものとする。

(2) 5月臨時会中（令和8年5月臨時会）の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会

1 日	1 開会 2 報告事項 * 報告事項の実施については、委員会の裁量 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 付託議案（討論・採決） 5 審査依頼議案（適否確認） 6 委員会活動のまとめ ・委員の意見開陳 7 その他 ・委員長及び理事者あいさつ 8 閉会	* 該当委員会のみ
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会 1日間

1 日	1 開会
	2 中間報告（政策提案・提言及び中間報告）
	3 委員会活動のまとめ（委員会活動の所感） ・委員の意見開陳
	4 その他 ・委員長及び理事者あいさつ
	5 閉会

下線部…政策提案・提言がまとまった場合の議事

(3) 閉会中の活動

ア 初回委員会

各委員会の出席要求理事者の決定及び委員会運営に関する申合せの内容について確認するとともに、所管部局の事務事業概要等を聴取する。

イ 常任委員会（毎月常任）

原則、定例会中の委員会が開催される月以外にも常任委員会を開催することとし、議事内容は、報告事項の聴取や特定のテーマに係る所管事項の調査等、委員会の裁量で弾力的に運営する。
また、委員会として必要な場合は、適宜、参考人を招致することができるものとし、参考人制度を活用した調査については、定例会中の特別委員会の例によるものとする。

ウ 特別委員会

定例会中の特別委員会以外にも、必要に応じて特別委員会を開催することができることとする。

エ 管内外調査

管内調査は、閉会中の常任委員会の活動日に実施することができることとし、同一時期に同一広域振興局管内に集中しないよう委員会間相互の調整に努めるとともに、広域振興局長の対応が困難な場合など、出席理事者の弾力的な対応を了承するものとする。
また、管外調査に係る事前調査については、調査概要等の資料を、事前に会議アプリケーションに格納することをもって代えることができるものとする。
なお、管内調査においては、可能な場合は府民傍聴を認めるものとする。

オ 出前議会

出前議会については、各常任委員会の裁量により、閉会中の常任委員会の活動日に実施するものとする。

(4) 行催事等に係る委員会調査

府が主催・共催・後援する行催事等で、委員会の所管事項の調査のため、委員が出席することが有意義と認められるものについては、委員会に諮り委員会調査として実施する。ただし、行催事を追加する場合は、正副委員長で協議の上、実施するものとする。

(5) 委員会活動の広報

各委員会の活動状況等を、テレビ広報番組及び議会広報（議会だより、ホームページ、SNS）により紹介する。

なお、委員会や管内調査、出前議会等において、テレビ広報番組及び議会広報作成のための取材、撮影、録音は、支障のない範囲でこれを認めるものとする。

(6) 委員会活動のまとめ

5月臨時会における「委員会活動のまとめ」については、年間を通じた総括的なものとし、次期委員会において、理事者に配付するものとする。ただし、特別委員会において、政策提案・提言がまとまった場合は、「委員会活動のまとめ」に代えて、政策提案・提言を配付する。

なお、委員会活動のまとめにおける意見開陳に当たって必要な場合は、理事者に対する質疑も可能とする。

委員会において、統一した意見や提言・要望等を理事者に提出することが合意された場合は、理事調整会議においてその取扱いを協議する。

(7) 委員会の年間運営 別紙 1-1

※特別委員会の年間運営 別紙 1-2

2 議案の審査について

(1) 議案の付託区分 別紙 2

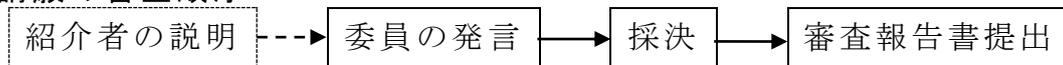
(2) 議案審査の流れ 別紙 3

(3) 議案の審査報告（委員長報告）

常任委員会及び予算特別委員会（分科会により詳細審査を行った場合）の委員長報告は、委員会審査報告書の配付のみとし、委員長報告は省略する。ただし、少数意見の報告がある場合は、委員長報告を行う。

3 請願の審査について

(1) 請願の審査順序



注) 委員からの求めに応じ、理事者から現状説明

(2) 請願者の趣旨説明

ア 請願者から申し出があった場合は、正副委員長で協議し、その許否を決める。

イ 許可する場合、委員会室のスペース、審査時間等の関係から、請願者の入室は3人以内とし、説明は5分程度とする。

(3) 審査結果等

ア 結論には採択（一部採択、趣旨採択を含む。）と不採択とがある。

イ 結論が出ず、更に継続して審査を必要とするものについては、継続審査とする。

4 委員会の公開等について

(1) 傍聴

ア 委員会は、原則、公開するものとする。

イ 議員及び府政記者以外の者は、委員会傍聴要領によるものとする。

(2) モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継

委員会審議の公開に当たっては、モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継も併せて実施するものとする。

(3) 写真撮影、録音等

写真撮影、録音等の申し出があった場合は委員長が委員会に諮って許否を決するものとする。

5 意見書・決議について

(1) 委員会提出

意見書・決議（以下「意見書等」という。）の提出を求める請願で、全会一致で採択されたものに係る意見書等及び事前に各会派の意見が一致した意見書等で、当該常任委員会において議題とし、審査の結果、全委員が賛成の場合は当該委員会の提出とし、委員長名で提出する。

(2) 会派提出

常任委員会で審査した結果、委員会提出になじまないと認められる案件及び委員会提出とすることに至らなかった案件は、会派提出とする。なお、意見書等の提出については、委員会の付託請願（陳情・要望を含む。）、又は所管事項で審議の上、頭出しをすることとし、委員会の審議になじまない案件については、審議になじまない理由及び意見書等の趣旨について説明の上、頭出しをすることとする。ただし、委員会に所属の委員がいない会派については、委員長から頭出しを行うこととする。

6 その他

(1) 会議時間

ア 会期中の委員会の開会時刻は、常任・特別の各委員会とも午後1時30分を基本とするものとする。

イ 委員会を午後5時以降も引き続き行う場合は、委員長から委員に了解を得るものとする。

(2) 緊急事態における委員会運営

府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、次の対応を行うことができる。

ア オンライン委員会の開催

「オンライン委員会に関する申合せ」に沿ってオンライン方式により委員会を運営する。別紙4

イ 委員外議員の発言

当該委員に代わって委員以外の議員の発言を認める（委員外議員の所属する委員会が同時に開催されている場合を除く）。

その場合、代わりに発言する議員は、委員長に申し出て了承を得るとともに、副委員長に連絡する。

また、代わりに発言する議員の発言時間等は、当該委員に認められていた範囲で認めることとする。

(3) 質問時における資料等の使用

ア 質問は、口頭で行うことを原則とする。

イ 図表、写真、現物等言論で表現し難い場合に限って、資料を使用できるものとし、資料等を使用する場合は、事前に正副委員長会の了承を得るものとする。ただし、その暇がない場合は、委員長に申し出て了承を得るとともに、事前に副委員長に連絡する。

(4) 常任委員会における所管事項に係る会派持ち時間制

所管事項に係る質問については、会派持ち時間制とし、各会派の持ち時間は、20分に会派委員数を乗じた時間を目安とする。

(5) 副知事の委員会への出席

常任・特別委員会においては、政策条例や特に重要な予算案の審議など、提出議案や報告事項等の重要度を勘案し、理事調整会議で協議の上、出席要求を行う。

(6) ペーパーレスによる委員会運営

全ての常任委員会及び特別委員会（予算・決算を含む。）について、初回委員会以降、ペーパーレス委員会として運営することを基本とし、「ペーパーレス会議の運営に関する申合せ」に沿って運営する。 **別紙5**
なお、出席要求理事者のうち、最前列に着席する者は情報端末の使用を基本とする。

(7) 情報端末機器の使用

委員会において情報端末機器を使用する場合は、「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」で定められた事項を遵守することとする。
別紙6

(8) 育児又は介護のためのオンラインによる出席

育児又は介護のため、委員会の招集場所に参加することが困難な委員で、委員長がやむを得ないと認めたときは、オンライン方式により委員会に参加することができる。

(9) 欠席の届出

疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため委員会に参加できないときは、その理由を付け、当日の委員会開会時刻までに委員長に届け出ることとする。 **別紙7**

ただし、京都府議会会議規則第2条の規定により議長あてに欠席を届け出た期日に開催される委員会を欠席する場合は、届け出を省略することができるものとする。

委員会の年間運営

初回委員会【委員会活動のスタート】

- 所管部局の事務事業概要等を聴取
- 特別委員会は、今期の委員会運営方針を協議

定例会中の委員会

- (常任) ○報告事項の聴取、議案審査、請願審査、所管事項の質問
- (特別) ○所管事項の調査、委員間討議（※各委員会の裁量で実施を判断）

閉会中の委員会**■ 常任委員会の毎月開催**

- ・ 報告事項の聴取
- ・ 所管事項の調査
- ・ 参考人の招致など

■ 管内外調査（調査活動）

- ・ 所管、テーマに応じた現地・現場における調査

■ 出前議会（広聴活動）

- ・ 府民のニーズを府政の推進に活かすために、地域住民や関係団体等と意見交換

委員会活動の広報**■ テレビ広報番組・議会だより・ホームページ・SNS**

- ・ 定例会等の結果や各委員会の活動状況等について、テレビ広報番組、議会だより、議会ホームページ及びSNSにより紹介

※【委員会活動のまとめ】（5月臨時会）

- 年間を通じた総括的なものとして位置付け

特別委員会の年間運営

5月	5月臨時会 (5/23)	特別委員会設置、正副委員長互選
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同委員長会議 (6/4) ・ 初回特別委員会 (6/10) 	<p>委員会運営の申合せの協議、確認</p> <p>出席要求理事者決定、確認事項、所管事項に係る事務事業概要、今期の委員会運営方針の協議、委員間討議 (※1)</p> <p>6月定例会 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)</p>
7月		
8月	(毎月常任) (※2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>管内外調査</u> (1泊2日又は2泊3日)
9、10月	9月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
11月	(毎月常任) (※2)	
12月	12月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
1月	(毎月常任) (※2)	
2、3月	2月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
4月	(毎月常任) (※2)	
5月	5月臨時会	<p>【政策提案・提言としてまとめる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策提案・提言 (報告書) の決定 ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動の所感 <p>【政策提案・提言としてまとめない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動のまとめ

(※1) 委員間討議の実施の有無は、各委員会の裁量で判断

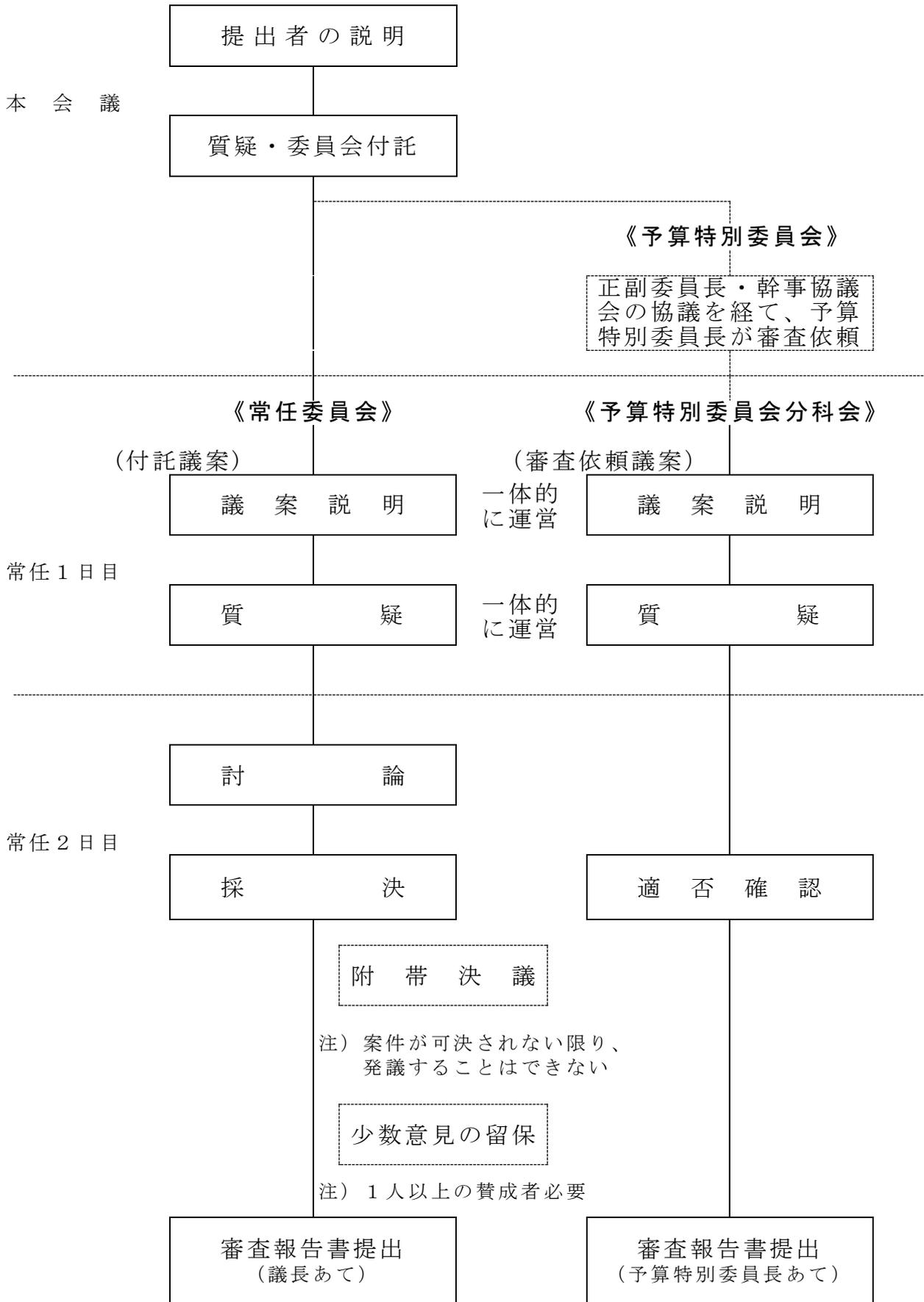
(※2) 必要に応じて毎月常任の活動日の前後等に閉会中の特別委員会を開催することも可能

議案の付託区分

区 分	付 託 先
1 予算議案	○ 予算特別委員会に付託
2 決算認定議案	○ 前年度の決算認定議案は、決算特別委員会を設置し、付託 ○ 決算特別委員会の構成は、議長及び副議長を除く全議員の半数
3 条例及び請負契約議案等	○ 同時に提案された <u>予算議案に密接に関連する議案</u> については、予算特別委員会に付託 ○ その他の議案については、当該議案を所管する常任委員会に付託
4 人事案件	○ 委員会付託を省略（全体審議）
5 委員会提出議案	○ 委員会付託を省略

議決権の内容	予算議案に密接に関連する議案		
	予算特別	常任	決算特別
条例の制定、改廃	一部 ①財務に関する条例 ・基金条例、特別会計条例等 ②歳入予算を伴う条例 ・府税条例、手数料徴収条例等 〔※条例の改正内容による歳入の増減が予算に計上されている場合に限る〕 ③歳出予算を伴う条例 ・給与条例等 〔※条例の改正内容による歳出の増減が予算に計上されている条例であって、事業の執行に要する予算に係るものを除く〕	その他	
予算	○		
決算の認定			○
税の賦課徴収、分担金等徴収	一部	市町村負担金を定める等の議案であって予算に計上されているもの	その他
契約の締結		○	
財産の交換、譲渡、貸付け		○	
不動産の信託		○	
財産の取得又は処分	一部	予算に計上されているもの	その他
負担付きの寄付又は贈与	一部	予算に計上されているもの	その他
権利の放棄		○	
公の施設の独占的利用		○	
訴えの提起等		○	
損害賠償		○	
公共的団体等の活動の調整		○	
法令に基づくもの		○	
基本的な計画の議決		△ (分野別計画)	

議案審査の流れ



オンライン委員会に関する申合せ

1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合
- (3) 育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合

2 オンライン委員会の出席手続

(1) オンライン委員会の開催の決定

委員長は、京都府議会委員会条例（以下「条例」という。）第12条の2第1項の規定によりオンライン方式による委員会の開催を決定したときは、所属委員に対し、その旨を通知するものとする。

(2) オンラインによる参加の申請

オンライン委員会開催の通知を受け、委員会にオンライン方式による参加を希望する委員は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の2日前（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後1時までに、オンライン参加申請書（別添様式）を委員長に提出するものとする。

なお、期限を過ぎた後にオンライン出席申請書の提出があった場合にも、可能な限り柔軟に対応するものとする。

(3) オンライン方式による出席の許可

委員長は、(2)の申請書を提出した委員が委員会室へ参集しないことが適当であると認めた場合又は参集することが困難であると認めた場合は、これを許可するものとする。

(4) 接続テスト

ア オンライン方式による出席が許可された場合は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の前日（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後1時までに、委員会開催時と同様の条件で議会事務局と接続テストを行うこととする。

イ オンライン方式により委員会に参加する委員（以下「オンライン参加委員」という。）は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンライン委員会の基本的事項

(1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、委員会の開催中、その審議に専念するものとする。

イ オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

(ア) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(イ) オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

(ウ) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(エ) オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

ウ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境についてはオンライン参加委員が整えることとする。

(2) 委員長の権限

ア 正副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンライン方式で委員会に参加することができないこととする。

イ オンライン参加委員が条例第 19 条第 2 項に規定に該当する場合は、オンライン参加委員の通信回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができることとする。

4 通信回線に不具合が生じた場合の対応

委員会開催中に通信回線に不具合が生じ、オンライン参加委員の発言の聴取等の続行が困難になった場合、委員長は、速やかに次の対応を行うこととする。

- ① 委員長が休憩を宣告
- ② 当該オンライン出席委員に電話等で状況確認
- ③-1 通信回線が復旧した場合
 - 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
- ③-2 通信回線復旧のための手段を尽くしても復旧しない場合
 - 当該委員は離席したものとみなし、委員長が再開を宣告し、委員会を続行

5 表決の方法

(1) 表決は、委員会を招集する場所に参加している委員とオンライン参加委員で同時に行うものとする。ただし、委員長は、表決宣告から表決までの間に、オンライン参加委員に通信障害が発生したものと認めたときは、当該委員を離席したものとみなし、当該委員は、表決に加わることができないものとする。

(2) 簡易表決を行う場合、委員長は、オンライン参加委員及び会議室の委員双方から異議の有無を諮るものとする。

(3) 挙手採決を行う場合、オンライン参加委員は、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で、手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。

(4) 投票による表決は、オンライン委員会においては行わないものとする。

6 オンライン委員会の会議記録

会議記録の作成に当たっては、オンライン参加委員がオンライン方式により参加したことを明記することとする。

7 その他

(1) 当分の間、総括質疑、秘密会及び互選委員会はオンライン方式の対象としないこととする。

(2) 参考人のオンライン参加については、1（オンライン委員会の開催事由）にかかわらず、参考人から要請があった場合は認めることとする。

8 定めのない事項

この申合せに定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、正副委員長で協議の上、決定するものとする。

育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合に関する確認事項

- 1 委員は、委員会の招集場所に参集することが原則であること及びオンライン委員会に関する申合せの3の(1)に規定するオンライン参加委員の責務に十分に留意してオンライン参加を申し出るものとする。
- 2 委員長は、前項の留意事項を踏まえ、やむを得ない理由があると認めた場合には、オンライン参加を許可するものとする。

オンライン参加申請書

年 月 日

委員会

委員長 様

委員名 _____

京都府議会委員会条例第12条の2第3項の規定により、オンライン方式による委員会参加の許可を求めます。

1 開会日

年 月 日

2 理由

3 メールアドレス（オンラインによる出席に必要な情報等の送付先）

4 緊急連絡先（通信回線に不具合が生じた際等の携帯電話連絡先）

ペーパーレス会議の運営に関する申合せ

1 目的

ICTの様々なメリットを活かし、府議会における各種会議の審議の一層の充実及び進行の円滑化を図ることを目的とする。

2 対象とすることができる会議

常任・特別委員会、議会運営委員会（理事会、議会改革検討小委員会、同作業部会を含む。）及び京都府議会会議規則第122条第1項の規定による議案の審査又は議会に関し協議又は調整を行う場とする。

ただし、互選委員会及び秘密会は対象外とし、各常任・特別委員会正副委員長会、予算・決算特別委員会正副委員長・幹事協議会等の取扱いは、正副委員長等の協議により決定する。

3 対象者

議員、出席要求理事者（補助職員を含む。）及び議会事務局職員とする。

4 使用する情報端末及び使用時の注意事項

別途定める「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」に沿って使用する。

5 Wi-Fiルーターの利用

京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーターを利用する際は、別添「京都府議会Wi-Fiルーター利用規約」に沿って利用する。

6 電子データ^{*}の対象資料等 ※文字検索が可能なPDF形式のファイル

- (1) ペーパーレスで運営する場合は、原則、全ての資料を電子データ化の対象とすることとする。ただし、電子データ化が困難な場合は、必要に応じ、紙資料の利用も可能とする。
- (2) 大部の資料は、希望者にのみ紙で配付することを基本とする。
- (3) 会議の招集権者が審議の充実に資すると判断した資料を会議アプリケーションに格納することも可能とする。

7 端末に不具合が生じた場合の対応

- (1) 特定の情報端末に不具合が生じた場合は、議会事務局が用意する代替端末を貸与する。
- (2) 通信障害等により複数の情報端末に不具合が生じた場合は、会議を中断し、復旧のための対応を取るものとし、復旧が困難な場合は、情報端末の使用を中止し、紙資料の配付により会議を再開し、審議を行うものとする。

8 サポート体制

- (1) 必要に応じ、議員等への端末操作研修を実施するものとする。
- (2) 必要に応じ、資料閲覧用のモニターを設置するものとする。
- (3) 情報端末の操作補助者の入室を認めるものとする。

9 その他

- (1) ペーパーレスで会議を運営する場合であっても、出席者の判断により、情報端末機器による資料閲覧又は、紙資料の使用を柔軟に選ぶことができることとする。
- (2) 府政記者及び傍聴者については、会議アプリケーションを使用し、対象とする会議の資料を提供することを原則とする。
- (3) 電子データ化した会議の資料は、府議会のホームページにも掲載する（傍聴者用に配付したものに限る）。
なお、個人情報など非公開情報に該当する箇所は、マスキング処理するものとする。
- (4) この申合せに定めのない事項は、各会議において調整するものとする。

別添

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規約は、京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーター（以下「府議会Wi-Fi」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 府議会Wi-Fiの利用目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 京都府議会におけるペーパーレス会議システムの運用
- (2) その他京都府議会が特に認めたもの

(利用者)

第3条 府議会Wi-Fiを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 京都府議会議員
- (2) 京都府議会事務局職員

(利用者の遵守すべき事項)

第4条 府議会Wi-Fiを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、別紙同意書により、本規約に同意しなければならない。

- (1) 議会事務局による、運用及び管理上必要な指示に従うこと。
- (2) 利用する通信端末のOSやソフトウェアのバージョンを最新に保つ等セキュリティ対策に努めること。
- (3) SSIDやパスワードを他人に教えないこと。
- (4) 利用する通信端末がウイルスに感染したとき、又は感染した可能性があるときは、速やかに議会事務局に報告し、指示された必要な措置を講じること。
- (5) 府議会Wi-Fiの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を順守すること。

(利用者資格の停止)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、議会事務局は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止することができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
- (3) その他、利用者として不適切と議会事務局が判断した場合

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 議会事務局又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (3) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議会事務局が不適切と判断する行為

(本規約の変更)

第7条 議会事務局は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別紙

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約同意書

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約に同意し、府議会Wi-Fiルーターを利用いたします。

令和 年 月 日

ご署名

京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン

第1 ガイドラインの趣旨

○ 京都府議会（以下「議会」という。）では、令和3年3月に策定したICT利活用推進・実施計画に基づき、議会が管理するアプリケーション（以下「議会アプリ」という。）の利用や、会議（委員会及び京都府議会会議規則（昭和31年京都府議会規則第2号）に規定する協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。））の運営において、情報端末機器を使用する機会が拡大している。

このような情報端末機器の利活用の拡大が議会・議員活動を充実させる一方で、それぞれの議員においては、機器や情報などの取扱いに係るセキュリティ及びコンプライアンスについて、より高い意識が求められることとなっている。

そこで、円滑な議会運営及び議会への府民の信頼を確保することを目的に、各議員が議会活動において、情報端末機器を適切に使用・管理するためのガイドラインをここに定めるものである。

第2 議員の責務

- 議員は情報端末機器の使用・管理に当たり、次に掲げる事項について十分に配慮し、このガイドラインの規定を遵守するものとする。
- (1) 第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げることのないよう情報を取り扱うこと。
 - (2) 情報の漏洩、議会アプリの機能の毀損等を防止するためのセキュリティ対策に努めること。
 - (3) 情報端末機器を使用する状況、目的、方法等について、府民の目から見て疑念が生じることのないようにすること。
 - (4) それぞれの会議における情報端末機器の使用に関する定めを遵守するとともに、その運営を妨げないこと。

第3 議会事務局の責務

- 議会事務局は、議員が議会活動において情報端末機器を円滑かつ適切に使用できるよう、議会アプリの管理、通信環境の確保その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

第4 情報端末機器の調達

- ① 議員は、議会アプリを使用する情報端末機器（以下「議会アプリ用端末」という。）
*及び会議で使用する情報端末機器について、原則として、自ら、又は自らが所属する会派を通して、調達するものとする。

※ 次の情報端末機器を含む。

- ・ 日常的に使用してはいるが、議会アプリをインストールしている情報端末機器
- ・ 議会アプリをインストールしていないが、インターネットブラウザ等により、議会アプリのサービスを利用している情報端末機器
- ・ その他、URL、ID、パスワード等の議会アプリへのアクセスに関する情報が保存されている情報端末機器

- ② 議員及び出席要求理事者が会議で使用する情報端末機器はタブレット端末、ノートパソコン又はスマートフォン（それぞれインターネット通信又は電源に必要な附属機器を含む。）のうち任意のものとする。

第5 情報端末機器の管理

- ① 議員は、議会アプリ用端末のセキュリティ対策のため、基本ソフトウェアの更新を行うものとする。
- ② 議員は、議会アプリ用端末について、画面ロック機能を設定する等、その監督下にならない第三者が無断に使用することのないように対策を行うものとする。
- ③ 議員は、議会アプリ用端末について、盗難、紛失及び無断使用を防止するため、公共の場その他の第三者の出入りのある場所に放置しない等、適切に運搬、保管等を行うものとする。
- ④ 議員は、セキュリティソフトのインストール等、議会アプリ用端末のセキュリティ対策の強化に努めるものとする。

第6 議会アプリの使用等

- ① 議員、出席要求理事者及び議会事務局職員その他の議会アプリの使用を許可された者（以下「議会アプリの使用者」という。）は、議会アプリのID、パスワード等の情報について第三者に知られることがないように適切に管理するものとする。
- ② 議会アプリの使用者は、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報について、議会アプリを用いて共有してはならないものとする。
- ③ 議会アプリの使用者は、議会アプリを用いて共有する資料のうち、議会事務局及び執行機関が作成したもの以外のものについて、複製、頒布等を行う場合には、当該資料に係る著作権等の権利を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

第7 議会アプリ用端末の盗難・紛失等への対応

- ① 議会アプリの使用者は、次に掲げる事象が発生した、又は発生したおそれがある場合には、速やかにその旨を議会事務局に連絡するものとする。
 - (1) 議会アプリ用端末の盗難又は紛失
 - (2) 議会アプリ又は議会アプリ用端末のコンピュータウィルスの感染
 - (3) 議会アプリ又は議会アプリ用端末への不正アクセス
 - (4) 議会アプリのID、パスワード等の漏洩
- ② ①の連絡があったとき、議会事務局は、当該連絡に係る議会アプリのアカウントを速やかに停止し、必要に応じ議会アプリを提供する事業者等に連絡した上で、被害防止、機能復旧等のために適切な対応を行うものとする。

第8 会議における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、議場で開催される場合及びそれぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除き、会議において情報端末機器を使用することができる。

- ② それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次の事項を行うことができるものとする。
- (1) あらかじめ情報端末機器又はインターネットサーバー上に保存しておいた議事に関する資料等の閲覧
 - (2) 議事に関する資料等についてインターネットを利用して行う検索
 - (3) 会議における審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能（メモ機能）の使用
 - (4) その他、それぞれの会議において認められている議会アプリの機能の使用
- ③ それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次に掲げる事項を行ってはならないものとする。
- (1) 通話、電子メール、ソーシャルメディア等による外部との通信
 - (2) 議事に関係のない情報端末機器の使用その他の会議の目的に照らして必要のない情報端末機器の使用
 - (3) 議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の府民の目から見て疑念が生じるような情報端末機器の使用
 - (4) 会議の委員長又は主宰者の許可を得ていない、会議の撮影、録音及び録画
 - (5) 会議の委員長又は主宰者が情報端末機器の使用を認めないこととしている場面での情報端末機器の使用
- ④ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、電子音や振動音が鳴らないようにするとともに、操作音が議事の支障とならないように配慮するものとする。ただし、災害等に係る緊急速報メール等の受信音についてはこの限りではない。
- ⑤ ④の緊急速報メール等の受信音が鳴った場合には、会議の委員長又は主宰者は、必要に応じ、その内容について確認を行うものとする。
- ⑥ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その画面に傍聴者等の目が向けられていることに常に意識し、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報その他の第三者に開示すべきでない情報及び府民の目から見て疑念が生じるような内容が表示されないようにするものとする。
- ⑦ 議会事務局は、会議の円滑な運営を確保するため、Wi-Fiルーターの設置等、議員が議会事務局の管理する無線LANに情報端末機器を接続できる環境の整備に努めるものとする。
- ⑧ 議員は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その電源はバッテリー対応とし、インターネットへの接続その他の情報端末機器（附属機器等を含む。）を使用するために必要な準備については、⑦の無線LANを除き、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ⑨ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に会議における情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、議事運営に支障が生じないようにするため、必要な注意喚起等を行うものとする。

第9 管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、委員会及び協議等の場が実施する管内調査及び管外調査において、情報端末機器を使用することができる（それぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除く。）。
- ② 管内調査及び管外調査において情報端末機器を使用するに当たっての電源の確保、インターネットへの接続その他の必要な準備については、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ③ 議員及び出席要求理事者は、管内調査及び管外調査において、議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の説明者の信頼を損なうような情報端末機器の使用をすることのないように十分に配慮するものとする。
- ④ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、調査の円滑な実施に支障が生じないように、必要な注意喚起等を行うものとする。
- ⑤ 会議の委員長又は主宰者は、管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用に関し、このガイドラインに定めるもののほか、議員及び出席要求理事者に対し、調査の円滑な実施のために必要な指示を行うものとする。

第10 その他

- ① 情報端末機器の使用が認められていない議会の会議に情報端末機器を持ち込む場合には、机上には置かず、電源を切る等により電子音、振動音及びディスプレイ等の光が室内に漏れないようにするものとする。
- ② 議員がその地位を失った場合には、議会事務局は、議会アプリの当該議員のアカウントを停止するものとする。
- ③ 議員は、このガイドラインに定めるもののほか、情報端末機器の使用・管理に関し、第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げるような事象が発生した、又は発生のおそれがある場合は、速やかに議会事務局にその旨を連絡するものとする。
- ④ このガイドラインの議員に関する規定は、議会アプリの使用が認められた会派の職員について準用するものとする。
- ⑤ このガイドラインに定めるもののほか、議会活動における議員の情報端末機器の使用・管理に関する事項については、議会運営委員会において協議し、決定するものとする。

附 則

このガイドラインは、令和5年6月9日から施行する。

欠 席 届

令和 年 月 日（から令和 年 月 日まで）の委員会には次の理由により出席できないので、届けます。

（理 由）

令和 年 月 日

京都府議会〇〇委員長 〇〇 〇〇 殿

京都府議会〇〇委員 〇〇 〇〇 印

事務概要

(令和7年度)

京都府文化生活部
京都府文化施設政策監

目 次

I 組	組 織	1
	組 織 図	1
	事 務 分 掌	2
II	令和7年度予算状況	4
	総 括 表	4
	主 要 事 項 等	5
III	主 要 計 画 等	13
IV	関 係 施 設	15

I 組織

【組織表】

令和7年4月1日現在

本庁課	担当	地域機関等				
【文化生活部】						
人権啓発推進室 (10)	企画・推進係					
文化政策室 (28) (副部長含む)	文化企画係 政策推進係 文化連携推進係	京都学・歴彩館 (32) (京都文化財団派遣) (1)				
文化生活総務課 (29) (部長、副部長含む)	総務企画係 経理係 府民協働係	自転車競技事務所 (5) 植物園 (30) (文化庁派遣) (5)				
文化芸術課 (20)	文化の人づくり係 芸術振興係 地域文化振興係					
スポーツ振興課 (14)	企画係 交流推進係	体育館 (6)				
文教課 (21)	幼稚園・専修学校係 小・中・高校係 経営支援・宗教法人係					
安心・安全まちづくり推進課 (12)	防犯・交通安全係	交通事故相談所				
男女共同参画課 (13) (副部長含む)	企画・地域支援係 女性活躍・ワーク・ライフ・ バランス推進係					
府民総合案内・相談センター (3)	総合案内・相談係					
消費生活安全センター (13)	企画・啓発係 相談・情報係 調査・指導係					
生活衛生課 (17)	生活営業係 食品衛生係 動物愛護係	動物愛護センター (5)				
【文化施設政策監】						
文化施設政策監付 (21) (文化施設政策監含む)						
<table border="1"> <tr> <td>本 地 派</td> <td>域 機 関</td> <td>庁 関 遣</td> <td>201 78 6</td> </tr> </table>		本 地 派	域 機 関	庁 関 遣	201 78 6	計285人
本 地 派	域 機 関	庁 関 遣	201 78 6			

【事務分掌】

■文化生活部

【人権啓発推進室】

- (1) 人権啓発の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 人権啓発の推進に関すること。
- (3) 同和事業の整理等に関すること。

【文化政策室】

- (1) 文化行政の企画及び連携推進に関すること。
- (2) 生涯学習（教育委員会の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 文化財を守り伝える京都府基金に関すること。
- (4) 京都府立京都学・歴彩館、京都府立文化芸術会館、京都府立ゼミナールハウス、京都府立府民ホール、京都府立堂本印象美術館及び京都府立陶板名画の庭に関すること。
- (5) その他文化行政（他課及び教育委員会の所管に属するものを除く。）に関すること。

【文化生活総務課】

- (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 特定非営利活動法人の認証、認定等に関すること。
- (3) 社会貢献活動の促進に関すること。
- (4) 府民運動の企画及び推進に関すること。
- (5) 府民参画の推進に関すること。
- (6) 自転車競技事務所に関すること。
- (7) 京都府立植物園に関すること。
- (8) 部内の人事及び組織に関すること。
- (9) 部に属する予算の経理に関すること。
- (10) 部の広聴及び広報の総括に関すること。
- (11) 部内他課の主管に属さないこと。

【文化芸術課】

- (1) 文化を担う人材の育成及び文化の次世代への継承に関すること。
- (2) 文化に関する創造的活動の促進に関すること。
- (3) 文化を生かした産業及び地域の振興に関すること。
- (4) 文化団体等に関すること。

【スポーツ振興課】

- (1) 府民スポーツ（教育委員会の所管に属するものを除く。）の振興に関すること。
- (2) スポーツに係る国際大会の誘致等に関すること。
- (3) 府民スポーツの奨励育成に関すること。
- (4) 京都府府民スポーツ振興基金に関すること。
- (5) 京都府立体育館及び京都府立京都スタジアムに関すること。

【文教課】

- (1) 私立学校に関すること。
- (2) 私立専修学校に関すること。
- (3) 私立各種学校に関すること。
- (4) 学校法人に関すること。

- (5) 宗教法人に関すること。
- (6) その他文教に関すること。

【安心・安全まちづくり推進課】

- (1) 安心・安全なまちづくりの企画及び総合調整に関すること。
- (2) 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進に関すること。
- (3) 犯罪被害者等支援に関すること。
- (4) セーフ・コミュニティの推進に関すること。
- (5) 交通安全に関すること。
- (6) 交通事故の被害者の援助に関すること。
- (7) 交通事故相談所に関すること。
- (8) 自動車運転代行業に関すること。

【男女共同参画課】

- (1) 男女共同参画施策の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関すること。
- (3) 女性の活躍の推進に関すること。
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。

【府民総合案内・相談センター】

- (1) 府民総合案内に関すること。
- (2) 府民相談に関すること。

【消費生活安全センター】

- (1) 消費生活に係る安全確保及び取引方法の適正化に関すること。
- (2) 消費者の教育及び啓発に関すること。
- (3) 災害時における生活必需品等の確保に関すること。
- (4) 消費生活協同組合に関すること。
- (5) 金融広報に関すること。
- (6) 消費生活に係る相談及び指導に関すること。
- (7) 商品テストに関すること。
- (8) その他消費生活の安定と向上に関すること。

【生活衛生課】

- (1) 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所等に関すること。
- (2) クリーニング師及びふぐ処理師に関すること。
- (3) 食品衛生に関すること。
- (4) と畜場、食鳥処理場及び化製場等に関すること。
- (5) 建築物の衛生的環境の確保に関すること。
- (6) 墓地、埋火葬及び胞衣産汚物に関すること。
- (7) 狂犬病の予防に関すること。
- (8) 動物の飼養管理及び愛護に関すること。
- (9) 人と動物の共生社会づくりに関すること。
- (10) 京都府動物愛護センターに関すること。
- (11) 住宅宿泊事業に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (12) その他生活衛生に関すること。

■文化施設政策監

【文化施設政策監付】

- (1) 文化施設等に係る政策及び整備の推進に関すること。

Ⅱ 令和7年度 文化生活部予算状況

【総括表(一般会計)】

※()内令和6年度2月補正予算含む

○ 歳入

(単位：千円)

款	予算額	課 別 内 訳										
		人権啓発推進室	文化政策室 文化芸術課	文化生活総務課	スポーツ振興課	文教課	安心・安全 まちづくり 推進課	男女共同参画課	府民総合案内・相談センター	消費生活安全センター	生活衛生課	文化施設政策監付
使用料及び手数料	388,814		416		88,085	80					62,234	237,999
国庫支出金	11,645,176 (11,750,176)	239,314 (305,314)	473,707		61,333	10,733,056 (10,759,056)	2,684	51,730		67,148	16,204 (29,204)	
財産収入	82,056	795	2,839	38	384							78,000
寄附金	153,100		90,000	5,000	50,500		6,200	400				1,000
繰入金	102,957		87,379	15,578								
諸収入	197,480	24,803	14,020		141,178	714		1,000		250	6,015	9,500
計	12,569,583 (12,674,583)	264,912 (330,912)	668,361	20,616	341,480	10,733,850 (10,759,850)	8,884	53,130		67,398	84,453 (97,453)	326,499

○ 歳出

(単位：千円)

款	予算額	課 別 内 訳										
		人権啓発推進室	文化政策室 文化芸術課	文化生活総務課	スポーツ振興課	文教課	安心・安全 まちづくり 推進課	男女共同参画課	府民総合案内・相談センター	消費生活安全センター	生活衛生課	文化施設政策監付
総務費	5,797,720	174,321	2,014,152	2,231,649	404,981	6,528	373,018	151,276	34,363			407,432
民生費	304,338 (403,338)	304,338 (403,338)										
衛生費	319,505 (332,505)			202,183							117,322 (130,322)	
労働費	789							789				
商工費	253,435			119,770						133,665		
教育費	32,501,881 (32,527,881)			136,685	28,789	32,310,407 (32,336,407)						26,000
計	39,177,668 (39,315,668)	478,659 (577,659)	2,014,152	2,690,287	433,770	32,316,935 (32,342,935)	373,018	152,065	34,363	133,665	117,322 (130,322)	433,432

【総括表(収益事業特別会計)】

○ 歳入

(単位：千円)

款	予算額	備 考
収益事業収入	24,689,000	競輪事業収入
使用料及び手数料	171	競輪場使用料
財産収入	1,869	向日町競輪場施設等整備基金運用利子
繰入金	303,252	一般会計及び向日町競輪場施設等整備基金からの繰入金
繰越金	759,850	前年度からの繰越金
諸収入	351,889	場外開催受託事業収入等
計	26,106,031	

○ 歳出

(単位：千円)

款	予算額	備 考
競輪事業費	25,827,494	競輪場運営及び施設再整備に要する経費
繰出金	100,000	一般会計への繰出金
予備費	178,537	予備費
計	26,106,031	

【主要事項等】(令和6年度2月補正予算含む)

1 人権が尊重される共生社会の実現に向けた取組

事業名	人権啓発費	担当課	人権啓発推進室
予算額	140,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、それぞれの幸福を最大限に追及することができる共生社会の実現を図るため、様々な人権課題に関する啓発・相談等を実施</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 啓発・相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞、テレビ・ラジオ、ホームページ、SNSなど様々な媒体を通じた啓発・広報 ・ ヒューマンフェスタ、人権フォーラムなどのイベント開催 ・ インターネット上の人権侵害への対応 ・ 人権問題法律相談(京都府人権リーガルレスキュー隊)の実施 等 <p>(2) 市町村支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権啓発指導者養成研修会の開催 ・ インターネットによる人権侵害対策研究会の開催 ・ 市町村が実施する人権啓発事業に対する助成 等 		

2 大阪・関西万博きょうと開催に向けた取組

事業名	きょうとまるごとお茶の博覧会開催費	担当課	文化政策室
予算額	58,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>京都の茶文化を支える茶人や茶商、茶の生産者から茶器や茶道具、茶菓子の職人までが一緒になって、万博を契機に京都を訪れる人々に京都の茶文化を発信</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) オープニング茶会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 万博開幕に合わせ、京都の玄関口である京都市内を中心とした複数会場でオープニングイベントを実施 <p>(2) お茶体験イベントの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お茶・茶道具・茶菓子の生産過程や京都の茶文化を深く知ってもらうため、茶摘みや茶道具・茶菓子の製作体験ができるイベントなどを府内各地で実施 <p>(3) お茶を通じた国際交流の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際理解の促進と茶文化発信を図るため、府内の小中高校、特別支援学校の児童・生徒と万博参加国が「お茶」を通じて交流 <p>(4) 学生プロジェクト事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都の大学生が学生ならではの自由な発想でアイデアを出し合い、お茶をテーマとした新たな取組や商品開発を実施 <p>(5) 北野大茶会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ きょうとまるごとお茶の博覧会の締めくくりとして、北野天満宮で府内各地のお茶の取組を集めた大茶会を開催 		

事業名	Music Fusion in Kyoto音楽祭事業費	担当課	文化政策室
予算額	94,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>大阪・関西万博を契機に、誰もが親しみやすい文化である音楽を軸として、府内一円を音楽で満たす音楽祭を開催</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)府域コンサート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都ゆかりの音楽家を招聘したオリジナルオーケストラによる公演を府北部及び南部において実施 <p>(2)室内楽コンサート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府域コンサートのオリジナルオーケストラに参加するメンバー等による少人数の室内楽コンサートを府域で実施 <p>(3)教育プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府域コンサートのオリジナルオーケストラに参加するメンバー等が、府域の子ども達に鑑賞型や体験型の公演・指導を実施し、次世代の音楽体験の機会を創出 		

3 文化の力で世界に貢献する京都の実現に向けた取組

事業名	京都国際アート市場活性化事業費	担当課	文化芸術課
予算額	107,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>世界各国のコレクターの来京を促す「京都国際アートフェア」等を開催し、京都で育てた作家が国際的に評価される仕組みを構築するとともに、京都の秋をアートで彩る取組を展開</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)「Art Collaboration Kyoto」の開催【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都の作家が国際的なアートの舞台に踏み出す契機とするとともに、府民が多様なアートを楽しめるよう、京都市と連携して府市の秋のアートイベントを開催 <p>(2)「ARTISTS' FAIR KYOTO」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外で活躍する京都ゆかりの作家が主体となり、作家自身が出展者として作品を展示販売する京都創発のアートフェアを開催 <p>(3)「Kyoto Art for Tomorrow(京都府新鋭選抜展)」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本画、洋画、工芸等の幅広い芸術分野を対象に、京都を中心に活躍する若手作家の選抜展を開催 		

4 地域の多様な主体の協働による地域課題解決に向けた取組

事業名	地域交響プロジェクト推進費	担当課	文化生活総務課
予算額	272,795千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>地域の課題に府・市町村等と連携・協働して対応できる地域団体を育成する仕組みを構築し、安心・安全な暮らしを支える地域づくりを推進</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)地域交響プロジェクト交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に地域の支えが必要とされる重点課題(子育て、要配慮者支援、防災、多文化共生、移住促進、協働教育分野)の解決を支援 ・地域課題全般の解決を対象とし、伴走支援・基盤強化事業とあわせて、自立的な事業運営を支援 ・地域の総合的な問題解決に取り組む自治会・NPO等の協働体(協働推進型プラットフォーム)の形成を支援 ・災害時の被災地復旧活動を支援 <p>(2)伴走支援・基盤強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家等による支援や財源・人材確保等に関するセミナーによる支援 ・地域コミュニティが地域で抱える課題を掘り起こし、その解決方法や目指すべき方向性を共有するため、地域に関わる多様な主体が対話する場の設置等を支援 ・ふるさと納税制度の活用により、NPO法人等の活動を支援 		

5 誰もが親しみ夢が広がるスポーツの振興に向けた取組

事業名	京のスポーツ・スタジアム夢づくり事業費	担当課	スポーツ振興課
予算額	10,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>子どもたちがスポーツを通じて夢や希望を持てるよう、府内プロスポーツチームと連携したスポーツ体験教室や、様々な競技のトップアスリートとの交流等を促進することで、スポーツの裾野拡大となる取組を展開</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンガスタジアム by KYOCERAにおいて、府内プロスポーツチームに所属するトップアスリート等を招聘し、子どもたちが様々な競技種目を、アスリートと体験できる交流会を実施 		
事業名	京のジュニアスポーツアカデミー推進事業費	担当課	スポーツ振興課
予算額	5,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>少子化の中でも、子どもたちがやりたいスポーツに親しむことができる機会の確保に向けた施策を推進</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のスポーツクラブに対し、プロスポーツ団体のコーチ等を派遣し、子どもたちだけでなく子どもの挑戦を応援したい住民等がフレキシブルに参加できるスポーツ体験教室を開催 ・構想検討会議において、プロスポーツチームや競技団体等を巻き込み、事業の広域展開等を検討 		

6 私立学校の振興等に向けた取組

事業名	私立学校教育振興補助金	担当課	文教課																
予算額	29,501,153千円																		
事業内容	<p>1 趣旨 私立学校が京都府の学校教育において重要な役割を果たしていることを踏まえ、私立学校の教育条件の維持・向上、保護者の教育費負担を軽減</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)私立高等学校あんしん修学支援事業費 ・家庭の経済状況にかかわらず、修学の意志のある私立高校生が安心して勉学に打ち込めるよう、修学費用負担を軽減</p> <p>(2)奨学のための給付金【拡充】 ・都道府県民税及び市町村民税非課税世帯の私立高校生等に対して、授業料以外の教育費を給付</p> <p>(3)私立高等学校専攻科修学支援金【拡充】 ・家庭の経済状況にかかわらず、修学の意志のある専攻科に通う生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、修学費用負担を軽減</p> <p>(4)幼稚園教諭処遇改善支援事業費【拡充】 ・幼稚園教諭の人材確保のため、幼稚園教諭等の処遇改善に係る経費を補助</p> <p>(5)私立専修学校・各種学校教育振興費補助金【拡充】 ・私立専修学校及び各種学校の教育の振興を図るため、教材費等の教育に必要な経費を補助</p> <p>○予算の内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">予算額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校運営費補助等</td> <td style="text-align: right;">20,971,115</td> </tr> <tr> <td>中学校運営費補助</td> <td style="text-align: right;">2,880,240</td> </tr> <tr> <td>小学校運営費補助</td> <td style="text-align: right;">1,345,449</td> </tr> <tr> <td>幼稚園運営費補助等</td> <td style="text-align: right;">3,621,117</td> </tr> <tr> <td>専修・各種学校教育振興補助等</td> <td style="text-align: right;">108,946</td> </tr> <tr> <td>私学関係団体補助</td> <td style="text-align: right;">574,286</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">29,501,153</td> </tr> </tbody> </table>			区分	予算額(千円)	高等学校運営費補助等	20,971,115	中学校運営費補助	2,880,240	小学校運営費補助	1,345,449	幼稚園運営費補助等	3,621,117	専修・各種学校教育振興補助等	108,946	私学関係団体補助	574,286	計	29,501,153
区分	予算額(千円)																		
高等学校運営費補助等	20,971,115																		
中学校運営費補助	2,880,240																		
小学校運営費補助	1,345,449																		
幼稚園運営費補助等	3,621,117																		
専修・各種学校教育振興補助等	108,946																		
私学関係団体補助	574,286																		
計	29,501,153																		

7 犯罪被害者等支援の推進に向けた取組

事業名	犯罪被害者等支援総合対策事業費	担当課	安心・安全まちづくり推進課
予算額	11,100千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>「京都府犯罪被害者等支援条例」の制定に伴い、犯罪被害者等への支援の更なる充実を図るため、新たな支援体制の構築、(公社)京都犯罪被害者支援センターの体制機能強化、支援を行う人材の育成、生活再建支援や法的援助助成、社会機運の醸成に資する事業を実施</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 犯罪被害者等支援強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関が支援内容を協議し進める支援調整会議の運営 ・ 個々の犯罪被害者等の状況に応じた支援をコーディネートする社会福祉士の配置 ・ 京都犯罪被害者支援センターの体制の充実・強化 <p>(2) 犯罪被害者等生活再建支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等の生活再建に必要な転居費用の助成 <p>(3) 犯罪被害者等法的援助助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等が当事者として刑事裁判に参加するために必要な弁護士費用等の助成 <p>(4) 犯罪被害者等支援府民理解促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等支援に対する府民の理解増進のための啓発 		

8 男女共同参画社会の推進に向けた取組

事業名	女性活躍総合支援事業費	担当課	男女共同参画課
予算額	115,218千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>京都ウィメンズベース・マザーズジョブカフェ・京都府男女共同参画センターの3所が連携し、女性活躍をワンストップで支援するとともに、性別に関わらず様々な困難・課題を抱える方への支援を実施</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 京都ウィメンズベース事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進するための相談・制度整備等の支援 ・ 企業の意思決定に参画できる役職への女性登用を推進するため、企業の中核人材となる女性の育成研修 <p>(2) マザーズジョブカフェ推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 働きながら子育てしたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、就業と子育てをワンストップで支援 <p>(3) 京都府男女共同参画センター運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性相談、男性相談 ・ 女性の社会参画支援のため、女性の起業や地域活動を支援 <p>(4) 女性つながりサポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 困難を抱える女性への無料のカウンセリング・電話相談・SNS相談・伴走支援 		

9 消費者行政の推進に向けた取組

事業名	消費者あんしんサポート事業費	担当課	消費生活安全センター
予算額	46,934千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>府民の安心・安全な消費生活を実現するため、高齢者の被害防止対策や年齢等特性に合わせた消費者教育の推進及び市町村消費生活相談窓口の運営支援等を実施</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)市町村相談センター支援事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ネット取引等あんしんチーム」による市町村相談のサポート ・府全域のリアルタイムな情報共有 ・市町村相談センターの運営に対する助成 ・近畿府県合同での調査・指導 等 <p>(2)消費者被害防止対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪質商法等被害の未然防止を図るため、見守り人材の養成や地域の見守りの担い手による啓発を実施 ・市町村見守りネットワークの活動支援 等 <p>(3)若年者への消費者被害防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等における消費者教育の支援や、若年者を対象とした悪質商法等による消費者被害防止対策を実施 ・消費者市民社会の構築に向けた消費者教育の展開 		

10 食の安心・安全確保に向けた取組

事業名	きょうと「食の安心・安全」確保事業費	担当課	生活衛生課
予算額	21,427千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>食の安心・安全行動計画等を踏まえ、関係部局が連携し、食品表示の適正化、食に関する情報発信、食品衛生監視指導等を強化することにより、府民の食への信頼を確保</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)食品衛生監視指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法改正に伴うHACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化を踏まえ、事業者へ衛生管理の手法について啓発を行うとともに、食品衛生推進員「京の食“安全見はり番”」等による自主衛生管理の推進、食品衛生監視機動班による事業者への監視・指導の実施や食品等の放射性物質、添加物等の検査項目を充実し、食の安心・安全を確保 <p>(2)食品検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内に流通している食品等の検査を行い、その結果を定期的に公表することで食の安心・安全を確保 ・食品検査に使用する機器を更新 <p>(3)遺伝子組換え食品検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DNA検査機器により遺伝子組換え食品の分析を実施し、審査を受けていない遺伝子組換え食品の流通防止及び表示と内容物との整合確認を実施することにより食の安心・安全を確保 <p>(4)試験検査機関業務管理基準(GLP)導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GLP(業務管理基準)の導入により、精度管理体制を構築するとともに検証体制を整備し、検査の信頼性を確保 		

11 京都府立植物園の次の100年に向けた新たな取組

事業名	植物園次の100年創生事業費	担当課	文化施設政策監付
予算額	18,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>府立植物園の次の100年に向け、子どもたちや若い世代に向けた魅力拡大や、学習・研究機能の充実により更なる飛躍を目指すための各種取組を展開する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 楽しく遊べる学習イベントの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちをはじめとした幅広い世代が、植物の仕組みや植物と生きものとの関りを楽しく学ぶことができる企画展等を開催 <p>(2) 「LIGHT CYCLES KYOTO」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪・関西万博に合わせて、夜の植物園を光と音で彩り、植物の世界を体験する「LIGHT CYCLES KYOTO」を実施し、関西を訪れる国内外の観光客等に対して、植物園の魅力を広く発信 <p>(3) 京都植物誌プロジェクトの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 京都の植物多様性保全に向け、府内の植物調査や生息域外保全などを進め、100周年を機にスタートした「京都植物誌」の制作を推進 		

12 府立大学スポーツ施設整備検討に向けた取組

事業名	府立大学スポーツ施設整備検討費	担当課	文化施設政策監付
予算額	26,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>体育館やグラウンド等の府立大学が有するスポーツ施設を府民に開放することにより、スポーツや地域イベントでの府民との交流等「地域に貢献する開かれた府立大学」を目指す。</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生利用を前提としつつ、体育館やグラウンド等のスポーツ施設整備のあり方について検討を実施 		

13 向日町競輪場敷地再整備に向けた取組

事業名	〈収益事業特別会計〉向日町競輪場敷地再整備等事業	担当課	文化施設政策監付
予算額	602,252千円(債務負担行為12,641,750千円)		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>向日町競輪場基本構想に基づき、向日町競輪場敷地全体を多目的・複合的な機能を併せ持った地域の交流・賑わいの拠点へと展開していくため再整備を実施</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 競輪場再整備・運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化した向日町競輪場の施設について令和11年度中のリニューアルオープンに向けて全面的な再整備を実施 <p>(2) 競輪場敷地再整備関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 競輪場施設及びアリーナ施設の整備に必要な埋蔵文化財調査及び設計施工管理を実施 		

(その他の主要事項等)

(単位:千円)

	課名	事項	予算額	事業の概要
1	人権啓発推進室	隣保館運営等助成費	403,338	隣保館の運営・活動の助成等
2	文化政策室 文化芸術課	京都の文化次世代継承事業費	65,300	「文化の心」の次世代への継承を図るため、茶道、華道等の生活文化や地域の伝統文化、食文化を深く知る機会を創出
3		こころのふるさと京都の文化財保護事業費	85,765	学術上又は文化的価値の高い貴重な文化財の保全を図るため、「文化財を守り伝える京都府基金」への寄附金等を活用しながら、未指定文化財を含む文化財の保存、修理、防災対策等を総合的に推進
4		祇園祭山鉾懸装品新調事業費補助金	15,000	祇園祭山鉾懸装品のうち文化財的価値が高く、大型で貴重な前掛・胴掛・見送りなどの懸装品を退役保存するため、その代替として現代の意匠・染織技術の粋を集めた懸装品新調事業に対して補助
5	スポーツ振興課	ワールドマスターズゲームズ2027関西開催準備費	8,200	ワールドマスターズゲームズ2027関西の円滑な開催に向けた準備や大会PRを実施
6	文教課	私立専門学校修学支援事業費	1,801,000	子どもを安心して育てることができる環境の整備を図るため、私立専門学校における無償化に必要な経費を負担
7		いじめ防止・不登校支援等総合推進事業費	5,243	学校等における問題の早期発見・早期対応、児童生徒・保護者からの相談への対応など、いじめ、不登校、問題行動等に対する総合的なサポート体制の充実等
8		生産性向上・人手不足対策事業費	20,000	幼稚園の環境改善を図るため、業種・業界の垣根を越えて3S・5Sをはじめとした持続的な生産性向上に資する取組を学び・実践する仕組みを構築し、ソフトとハードを組み合わせ合わせた一体的な支援を実施
9	文生活衛生課	医療機関等物価高騰対策事業費	19,000	物価高騰が続く中、利用者への価格転嫁が困難な幼稚園や公衆浴場の負担を軽減するため、各施設に対し支援金を支給
10	安心・安全まちづくり推進課	防犯まちづくり推進事業費	4,482	地域防犯活動の拠点「府民協働防犯ステーション」や地域を守る子ども・地域安全見守り隊の活動支援等、地域防犯力向上に向けた取組等を実施
11		未来へつなぐ交通安全推進事業費	2,500	交通事故で亡くなった交通巡視員のご遺族からの寄附を活用し、交通事故をなくすための安全教育を実施
12		初期段階再犯防止強化事業費	1,500	軽微な罪を犯した人等の立ち直りを支援するため、本来必要な福祉的支援に早期かつ適切につなぐ取組等を実施
13	男女共同参画課	ドメスティック・バイオレンス対策事業費	5,980	ドメスティック・バイオレンスの被害者支援や予防・啓発等を実施
14	府民総合案内・相談センター	府民総合案内・相談センター運営費	33,259	府民総合案内・相談センターの運営及び府民相談等を実施

Ⅲ 文化生活部主要計画等

【主要計画等】

名称	内容	備考
京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)	一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、人権という普遍的文化を構築するため、人権教育・啓発に関する施策の基本的指針を策定	計画期間： 平成28～令和7年度 (10年間)
文化が活きる京都の推進に関する条例に基づく基本的な指針	文化が活きる京都の推進の総合的かつ効果的な実施を図るため、「文化が活きる京都の推進に関する条例」第4条に基づき策定 ※令和7年度中策定予定	計画期間なし (文化を取り巻く状況の変化に応じて適宜見直しを行う。)
京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画	犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進するとともに、再犯防止施策、犯罪被害者支援を実施するため、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」第3条に基づき策定 ※「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に規定する地方再犯防止推進計画及び「京都府犯罪被害者等支援条例」第9条に規定する犯罪被害者等支援推進計画として位置付ける。	計画期間： 令和6～10年度 (5年間)
第11次京都府交通安全計画	府域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「交通安全対策基本法」第25条第1項に基づき策定	計画期間： 令和3～7年度 (5年間)
京都府自転車安全利用促進計画	自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」第7条に基づき策定	計画期間： 令和3～7年度 (5年間)
京都府男女共同参画計画—KYOのあけぼのプラン(第4次)	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、各種施策を総合的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づき策定	計画期間： 令和3～12年度 (10年間)
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第5次)	配偶者等からの暴力に関し、被害者自身や周囲による被害への気づきを促し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会のさらなる実現をめざすため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に基づき策定	計画期間： 令和6～10年度 (5年間)

名称	内容	備考
京都女性活躍応援計画	<p>経済団体等と行政（京都府・京都市・京都労働局）とが連携して発足した女性の活躍推進組織「輝く女性応援京都会議」により策定。本会議で採択した4つの行動宣言に基づき取り組むことにより、男女が共に多様な生き方・働き方を実現し、ゆとりがあり、豊かで活力にあふれ、「生産性が高く持続可能なまち・京都」を目指す。</p> <p>※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第1項に基づく京都府の推進計画として位置付ける。</p>	<p>計画期間： 平成28～令和7年度 (10年間)</p>
京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画	<p>府民の連携・協働のもと、安心・安全な消費生活を実現するため、「京都府消費生活安全条例」第7条に基づき策定</p> <p>※「消費者教育の推進に関する法律」第10条に基づく京都府の消費者教育推進計画として位置付ける。</p>	<p>計画期間： 令和7～11年度 (5年間)</p>
京都府食品衛生監視指導計画	<p>年度内に実施する監視指導の内容を定めるとともに、「京都府食の安心・安全行動計画」の食品衛生に係る施策目標を達成するため、「食品衛生法」第24条に基づき策定</p>	<p>計画期間： 令和7年度 (1年間)</p>
京都府動物愛護推進計画	<p>動物の適正飼養の徹底や動物愛護の精神を広く周知・啓発するため、「動物の愛護及び管理に関する法律」第6条に基づき策定。令和2年4月に示された動物愛護管理基本指針（環境省）に基づき、令和3年3月に一部を改定</p>	<p>計画期間： 令和3～令和12年度 (10年間)</p>

IV 関係施設

施設名	府 立 植 物 園	府 立 陶 板 名 画 の 庭
項目		
所在地	〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町	〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町
電話番号	075-701-0141(代)	075-724-2188
施設の特徴	植物を育成栽培して公開し広く府民の“いこいの場”“教養の場”として、大正13年1月1日に開園した国内を代表する総合植物園	名画の造形と色彩を忠実に再現し、永く保存できるように作られた陶板画8点を展示した安藤忠雄氏の設計による絵画庭園
設置年月	大正13年1月	平成6年3月
敷地面積	約240,000㎡	2,849㎡
延床面積	—	—
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○保有植物 約12,000種類 ○入園料(温室観覧料を含む) <ul style="list-style-type: none"> 一般 500円 65歳以上・高校生 250円 ※年間パスポートあり(一般2,000円、65歳以上・高校生1,000円、有効期間1年) ※中学生以下は無料 ※障害のある方とその介護者は免除(証明するものが必要)、きょうと子育て応援パスポート事業対象施設 ○開園 9:00~17:00(入園は16:00まで) ○温室 10:00~16:00(入室は15:30まで) ○休園日 年末年始 	<ul style="list-style-type: none"> ○ミケランジェロ作「最後の審判」等を展示 ○入園料 <ul style="list-style-type: none"> 一般(65歳未満) 200円 一般(65歳以上) 100円 ※減免対象(証明するものが必要) <ul style="list-style-type: none"> ・中学生以下の者 ・障害のある方とその介護者、子育て応援パスポート所持者 ・小学生を扶養する父母もしくは祖父母(府内在住)が当該小学生と共に観覧する場合、当該父母又は祖父母2名無料 ※植物園の半券を提示した場合、陶板名画の庭の一般(65歳未満)入園料が半額となる。 植物園・陶板名画の庭の合計入園料 <ul style="list-style-type: none"> 一般(65歳未満) 600円 一般(65歳以上) 300円 ○開園 9:00~17:00(入園は16:30まで) ○休園日 年末年始
運営者・管理者	府直営	北山街協同組合
担当	文化生活総務課(文化施設政策監付)	文化政策室

施設名	府 立 京 都 学 ・ 歴 彩 館	府 立 ゼ ミ ナ ー ル ハ ウ ス
項目		
所在地	〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町1-29	〒601-0533 京都市右京区京北下中町鳥谷2
電話番号	075-723-4831	075-854-0216
施設の特徴	京都の歴史・文化の研究支援、学習・交流機能や京都に関する資料を総合的に収集、保存、公開する北山の文化・学習交流拠点	自然豊かな環境の中で、大学生をはじめ高齢者から子どもまで多世代を対象とする宿泊が可能な研究討議や生涯学習研鑽の場
設置年月	平成28年12月	昭和51年9月
敷地面積	約13,400㎡	90,098㎡
延床面積	約24,000㎡	4,492㎡
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○交流フロア(1階) <ul style="list-style-type: none"> ・大ホール484席、小ホール100席、学習室86席、展示室、京都学ラウンジ、京都学デジタル資料閲覧コーナー ○探究フロア(2階) <ul style="list-style-type: none"> ・京都学・歴彩館、府立大学、府立医科大学が収蔵する図書資料、古文書等約111万冊点、学術雑誌約2,000種を閲覧可能 ○開館 平日:9:00~21:00 ※京都学ラウンジは18時まで 土日:9:00~17:00 ※京都学ラウンジは16時まで ○休館日 毎月第2水曜日、祝日法に定める休日、年末年始、蔵書整理期間 	<ul style="list-style-type: none"> ○本館 <ul style="list-style-type: none"> ・総合ゼミ室(定員280人)1室 ○別館 <ul style="list-style-type: none"> ・ゼミ室(洋室)(定員20~64人)5室 ・ゼミ室(和室)(定員4~40人)10室 ○ゼミ室料金(1日)1,700~54,500円 ○宿泊室(定員143人) ○運動広場 <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートボール1面 ・テニス2面 (バレーボール、バドミントン兼用) ・レンタサイクル50台 ・オリエンテーリングコース2~5km ・キャンプファイヤー(7月~9月) ○休館日 1月~2月の第3月曜日、年末年始
運営者・管理者	府直営、一部指定管理者(コグレ・日本管財・丸善雄松堂共同事業体)	一般財団法人 京都ゼミナールハウス
担当	文化政策室	文化政策室

項目	施設名 大 山 崎 山 荘	府立文化芸術会館
所在地 ・ 電話番号	〒618-0071 乙訓郡大山崎町字大山崎銭原5-3 075-957-3123(代)	〒602-0858 京都市上京区寺町通広小路下ル東桜町1 075-222-1046
施設の特徴	天王山地域において、昭和初期に建てられた山荘が美術館としてよみがえり、自然と山荘、庭園が調和した府民の生涯学習の場	文化芸術を愛する人々に発表と交流の場を提供するなど京都における文化芸術創造活動のための専門施設
設置年月	平成8年4月	昭和45年1月
敷地面積	15,617 m ² (うち府所有10,135 m ²)	4,468 m ²
延床面積	—	4,388 m ²
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○大山崎山荘周辺庭園(京都府所有) <ul style="list-style-type: none"> ・琅玕洞(トンネル)、旧車庫(現休憩所) 栖霞楼(物見塔)は平成16年に登録有形文化財に登録 ○入園料 無料 ○大山崎山荘美術館(アサヒビール(株)所有) <ul style="list-style-type: none"> ・常設展 山本(アサヒ初代社長)コレクション、モネの名作「睡蓮」を展示 ・企画展 ○入館料(団体割引) <ul style="list-style-type: none"> 一般 企画展ごとに設定 高・大学生 500円(400円) 小中学生 無料 ※障害者手帳をお持ちの方300円 ※()内は20名以上の団体料金 ○開園(開館) 10:00~17:00 ○休園日(休館日) 月曜日、年末年始 	<ul style="list-style-type: none"> ○ホール 419席 ○展示室 2室 ○会議室 4室 ○開館 9:00~21:30 ○休館日 年末年始
運営者・管理者	公益財団法人 アサヒグループ財団	創(公益財団法人京都文化財団・株式会社コングレ共同事業体)
担当	文化政策室	文化政策室

項目	施設名 府立府民ホール (アルティ)	府立堂本印象美術館
所在地 ・ 電話番号	〒602-0912 京都市上京区烏丸通一条下ル龍前町590-1 075-441-1414	〒603-8355 京都市北区平野上柳町26-3 075-463-0007
施設の特徴	優れた文化芸術活動の場を提供し、府民の文化の向上に寄与するため整備された舞台芸術発表のためのホール	京都が生んだ世界的芸術家堂本印象画伯が、生涯にわたって創造した多彩な芸術作品(約2,600点余収蔵)を一室に集めた美術館
設置年月	昭和63年10月	平成4年4月
敷地面積	4,473 m ² (公館含む)	2,435 m ²
延床面積	5,382 m ² (")	1,267 m ²
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ホール <ul style="list-style-type: none"> ・1階 460席 ・2階 100席 ・ホール全体が94面に分割された電動昇降床で構成されており、多彩な空間演出が可能 ○開館 9:00~21:30 ○休館日 毎月第1・3月曜日、年末年始 	<ul style="list-style-type: none"> ○入館料 <ul style="list-style-type: none"> 一般 580円(460円) 高大生 450円(360円) 65歳以上 290円(230円) 中学生以下 無料 ※障害のある方は免除(証明するものが必要)、()は団体(20名以上)料金または、割引料金きょうと子育て応援パスポート事業の対象施設 ○開館 9:30~17:00 ○休館日 毎週月曜日、年末年始
運営者・管理者	創(公益財団法人京都文化財団・株式会社コングレ共同事業体)	公益財団法人 京都文化財団
担当	文化政策室	文化政策室

施設名	府 京 都 文 化 博 物 館	府 丹 後 文 化 会 館
項目		
所在地	〒604-8183 京都市中京区三条高倉	〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷 1030
電話番号	075-222-0888	0772-62-5200
施設の特徴	平安建都 1200 年を記念し開館。京都の歴史・文化や国内外の美術・工芸を展示する総合文化施設	丹後地域の文化振興の中核となる広域文化施設
設置年月	昭和 6 3 年 1 0 月	昭和 5 5 年 4 月
敷地面積	4, 7 9 0 m ²	7, 6 9 8 m ²
延床面積	1 5, 8 5 4 m ²	2, 6 2 7 m ²
施設の内容	○総合展示 一 般 500 (400) 円 大 学 生 400 (320) 円 高 校 生 以 下 無 料 ※ () 内は 20 名以上の団体料金 ※障害のある方とその介護者 1 名は免除 (証明するものが必要)、きょうと子育て応援パスポート事業の対象施設 ○開 館 10:00~19:30 (入場は 19:00 まで) ○特別展 特別展ごとに料金が異なる。 ※特別展チケットで、総合展示とフィルムシアターも鑑賞可能 ○開 館 10:00~18:00 毎週金曜日は 19:30 まで延長 (入場はそれぞれ 30 分前まで) ○休館日 毎週月曜日、年末年始	○ホール 760 席 (定員 1,000 人) ○練習室 3 室 ○野外ステージ ○開 館 9:00~22:00 ○休館日 毎週木曜日、年末年始
運営者・管理者	公益財団法人 京都文化財団	公益財団法人 京都府丹後文化事業団
担当	文化政策室	文化政策室

施設名	府 中 丹 文 化 会 館	府 長 岡 京 記 念 文 化 会 館
項目		
所在地	〒623-0005 綾部市里町久田 21-20	〒617-0824 長岡京市天神 4-1-1
電話番号	0773-42-7705	075-955-5711
施設の特徴	中丹地域 3 市の文化振興の中核となる広域文化施設	乙訓地域 2 市 1 町の文化振興の中核となる広域文化施設
設置年月	昭和 5 8 年 5 月	昭和 6 3 年 5 月
敷地面積	4, 0 5 0 m ²	1 1, 0 0 0 m ²
延床面積	3, 4 7 8 m ²	3, 5 7 7 m ²
施設の内容	○ホール 886 席 (定員 1,000 人) ○練習室 3 室 ○開 館 9:00~22:00 ○休館日 毎週月曜日、年末年始	○ホール 1,000 席 ○練習室 3 室 ○開 館 9:00~22:00 ○休館日 毎週月曜日、年末年始
運営者・管理者	公益財団法人 京都府中丹文化事業団	公益財団法人 京都府長岡京記念文化事業団
担当	文化政策室	文化政策室

施設名 項目	京・和新庵～文化と産業の交流拠点～ (元府議会議員公舎(旧富岡鉄斎邸))	島津アリーナ京都 (府立体育館)
所在地 ・ 電話番号	〒602-0918 京都市上京区室町通薬屋町 424、425、429 075-341-9756	〒603-8334 京都市北区大將軍鷹司町 075-462-9191(代)
施設の特徴	国内外へ日本文化等を発信し、文化芸術を通じた交流拠点とすることで、文化芸術の振興にとどまらず産業等の振興を図るための施設	府民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、スポーツの振興を図るとともに、行事、催物その他の用に利用できる府内有数の大規模施設
設置年月	昭和22年10月(建替え:令和6年1月)	昭和46年10月
敷地面積	1,267㎡	12,843㎡
延床面積	411㎡	14,015㎡
施設の内容	○洋室1(58㎡) ○洋室2(16㎡) ○茶室(7畳) ○和室1(6畳) ○和室2(10畳) ※1 予約に応じて開館(平日9:00～17:00) ※2 土日祝日、年末年始及び管理者が定める日は、閉館	○第1競技場(フロア:2,242㎡) ・バレーボール・バスケットボール等3面可能 ・固定観覧席 5,016席 ・階段式移動観覧席 480席 ・大型映像装置 ○第2競技場(フロア:864㎡) ・バレーボール2面、バドミントン4面可能 ・会議室10室、選手控室、放送室、トレーニングルーム、事務室、売店など ○利用料 第1競技場 1使用区分17,670円他 第2競技場 1使用区分 6,970円他 会議室 1使用区分 1,160円他 トレーニング場 1回 400円 ○開館 9:00～21:00 ○休館日 毎月第1.2.5水曜日、年末年始
運営者・管理者	京都商工会議所	府直営
担当	文化政策室	スポーツ振興課

施設名 項目	京都トレーニングセンター	サングスタジアム by KYOCERA (府立京都スタジアム)
所在地 ・ 電話番号	〒622-0232 京都府船井郡京丹波町曾根崩下代 110-7 0771-82-2460	〒621-0804 京都府亀岡市追分町 0771-25-3331
施設の特徴	ジュニアアスリートの育成強化拠点として近隣大学等と連携した医・科学的トレーニング指導を実施	府におけるスポーツ及び文化の振興を図るとともに、地域のにぎわいの創出に資する球技専用スタジアム
設置年月	平成28年7月	令和元年12月
敷地面積	—	33,140㎡
延床面積	5,500㎡(丹波自然運動公園内)	35,601㎡
施設の内容	○医・科学的トレーニング ○測定・分析 ・膝伸屈筋力測定 ・基礎体力測定 ・体組成測定 ・動作分析、映像加工 ○各種指導・相談 ・トレーニング指導 ・栄養相談 ・コンディショニング指導 ・メンタルサポート ・メディカルサポート、医事相談 ○開館 9:00～21:00 ○休館日 年末年始	○フィールド 126m×84m ○観客席 約21,600席 観戦環境:スタンド最前列からピッチまで 7.5～10.5m、高低差1.2m 屋根:観客席より2m張り出し ・大型映像設備 2面 ・帯状映像設備 3ヶ所 ・サイネージ 37台 ・会議室等 37室 ・フードコート 2店舗 ・クライミング ホール、リフト、スピード ・3×3バスケットコート 2面 ・足湯施設 ・VR・eスポーツ施設 ○開館 9:00～21:00 ○休館日 年末年始
運営者・管理者	公益財団法人 京都府立丹波自然運動公園協会の	合同会社ビバ&サング
担当	スポーツ振興課	スポーツ振興課

項目	施設名	府 交 通 事 故 相 談 所	府男女共同参画センター (ら ら 京 都)
所在地・ 電話番号	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入ル 京都府庁旧本館1階 075-414-4274 (舞鶴支所) 〒625-0036 舞鶴市字浜2020 (中丹広域振興局舞鶴総合庁舎3階) 075-414-4274	〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2F 075-692-3433	
施設の特徴	専門的かつ高度な交通事故相談に対応した施設	男女共同参画と女性の社会参画を推進するための拠点となる施設	
設置年月	昭和43年4月(舞鶴支所) 昭和48年1月	平成8年4月	
敷地面積	—	—	
延床面積	71㎡ (舞鶴支所) 26.5㎡	—	
施設の内容	<p>○交通事故に関するさまざまな相談の窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談内容 示談の仕方、自賠責保険等の利用・請求の仕方等の賠償問題等 受付時間 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 面接相談/9:00～11:30、13:00～16:30 電話相談/9:00～17:00 ○巡回相談(予約制) 月1～2回 各広域振興局総合庁舎において実施 ○弁護士相談(予約制) 本所/偶数月 交通事故を専門とする弁護士(アドバイザー)を交え相談に対応 	<p>○府男女共同参画センター・マザーズジョブカフェ・京都ウィメンズベースの3所を京都テルサへ集結させ、女性活躍支援のワンストップ拠点化を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談室 1室 ○チャレンジオフィス 1室(5区画) ○ワーキングルーム 1室 ○ミーティングルーム 1室 ○交流コーナー ○開館 月～土曜日9:00～19:00 ○休館日 日曜日、祝日、年末年始 	
運営者・管理者	府直営	一般財団法人 京都府民総合交流事業団	
担当	安心・安全まちづくり推進課	男女共同参画課	

施設名	京都動物愛護センター	京都向日町競輪場
項目		
所在地・電話番号	〒601-8103 京都市南区上鳥羽仏現寺町 11 番地 075-671-0336 (支所) 〒610-1101 京都市西京区大枝沓掛町 24-5	〒617-0002 京都府向日市寺戸町西ノ段 5 075-921-0321
施設の特徴	人と動物が共生する社会づくりを目指し、全国初となる都道府県と政令市が共同して設置・運営する動物愛護・管理施設	自転車競技法に基づき運営される公営競技・競輪を開催するための施設
設置年月	平成27年4月(支所:昭和63年4月)	昭和25年11月
敷地面積	11,312 m ²	57,888.55 m ²
延床面積	1,273 m ² (支所:416 m ²)	—
施設の内容	<p>○動物棟にて、保護・収容された犬猫の飼育、健康管理を行う譲渡事業を中心に、動物愛護や犬・猫等ペットの適切な飼養管理の普及啓発事業を実施</p> <p><付帯施設・設備></p> <p>○事務所棟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議室 ・ふれあい室 <p>○動物棟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療室 ・収容室、検疫室、譲渡室 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドッグラン(利用料) 共用ゾーン 1頭につき300円/時間 専用ゾーン(要事前予約) 5頭まで3,050円/時間 ※6頭目からは1頭を超えるごとに300円追加 ・トリミングルーム(利用料) 1,010円/時間 <p>○開所 9:00~17:00</p> <p>○休所 木曜日(祝日の場合は翌平日) 年末年始</p>	<p>○向日町競輪場再整備に伴い、解体工事を実施中 令和11年度のリニューアルオープンを予定 他場借上による本番開催及び他場開催の車券を販売中</p> <p>○入場料 無料</p> <p>○開門 10:00 ~ 最終レース終了後 閉門</p> <p>○休場日 不定休</p>
運営者・管理者	府・市共同運営	株式会社 J P F
担当	生活衛生課	文化生活総務課(文化施設政策監付)

事 務 概 要

(令 和 7 年 度)

京 都 府 教 育 委 員 会

目 次

1	教育委員会制度	1
2	事務局（京都府教育庁）組織	1
3	所管事務の概要	3
4	教育委員会所管公所等所在地別一覧	7
5	府立学校設置年度及び設置学科等	9
6	令和7年度教育委員会関係予算	11
	○ 令和7年度当初予算総括表	11
	○ 令和7年度当初予算主要事項	12
7	京都府公立学校児童生徒数等調べ（令和6年5月1日現在確定値）	14
8	国指定・登録文化財等の全国及び京都府内所在件数等一覧	17
9	京都府指定・登録文化財等件数一覧	18
10	京都府教育委員会名簿	19
11	京都府市町（組合）教育委員会 教育長一覧	20

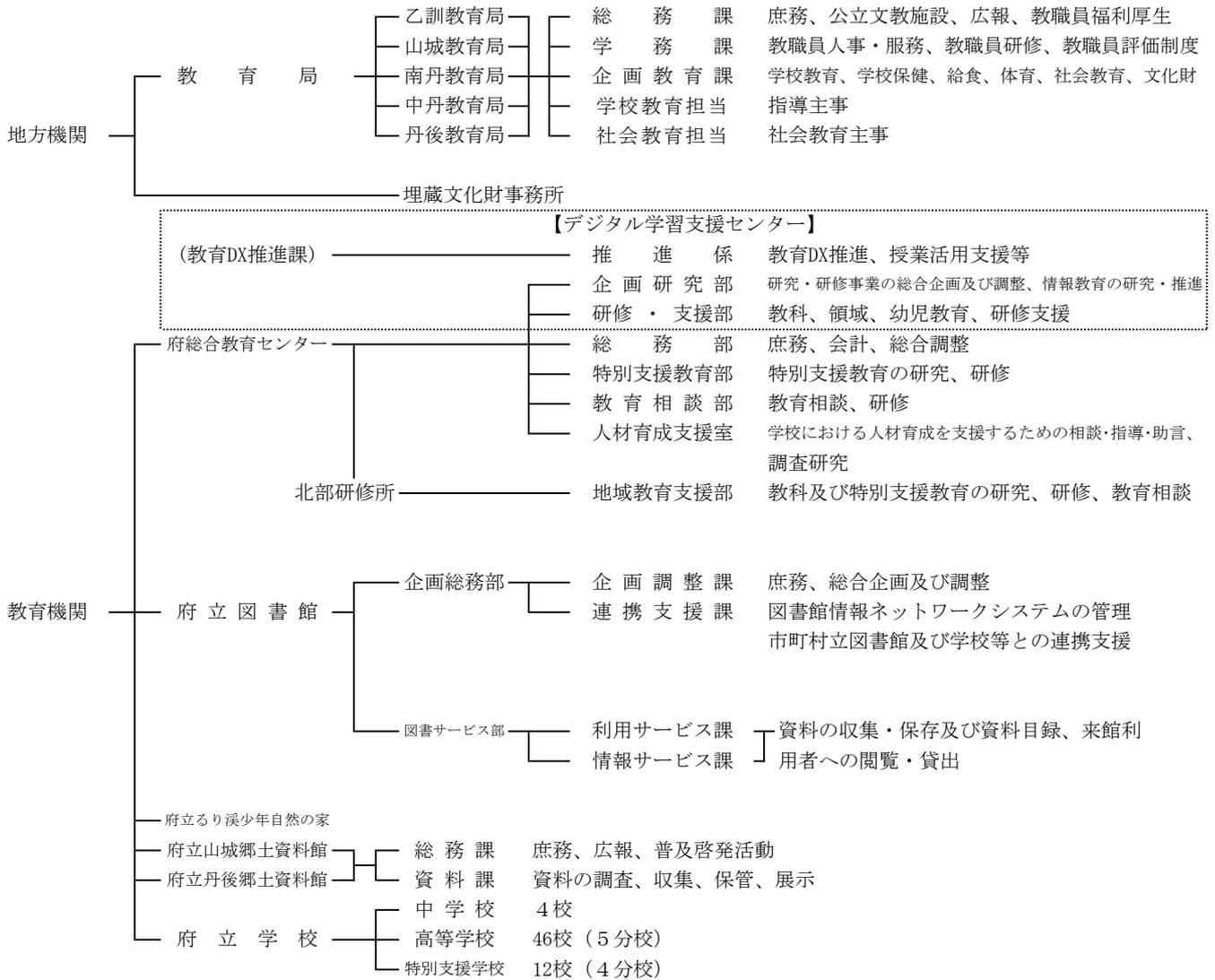
1 教育委員会制度

- 教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 首長から独立した行政委員会としての位置付け。
- 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体的な事務を執行。教育長、教育長職務代理人、委員（3人）を置く。ただし、条例で定めるところにより、都道府県・指定都市は5人以上、町村は2人以上にすることが可能。（京都府は委員数5人）
- 月1～2回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催。
- 教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は教育長は3年、教育委員は4年で、再任可。

平成27年4月1日より、新制度へ移行。①首長による大綱の策定、②総合教育会議の設置、③教育長と教育委員長を一本化した新たな責任者（新教育長）の設置、④教育委員会のチェック機能の強化、⑤国の関与の見直しなどが盛り込まれた。

2 事務局（京都府教育庁）組織（令和7年4月1日）





附 属 機 関

名 称	根 拠 規 定	担 当 事 務	委員数	任 期	主 管 課 等
京都府教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条	義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択についての基準及び選定に必要な資料の作成についての調査審議及び建議	20人	4月1日 ～ 8月31日	指導部 学校教育課
京都府いじめ防止対策推進委員会	いじめ防止対策推進法第14条	いじめ防止等の対策についての調査審議及び重大事態に係る調査	7人以内	2年	指導部 学校教育課
京都府教育職員免許状再授与審査会	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第23条	特定免許状失効者等に対する教育職員免許状再授与にあたる意見陳述	5人以内	2年	指導部 学校教育課
京都府産業教育審議会	産業教育振興法第11条	産業教育に関する事項についての調査審議及び建議	15人	3年	指導部 高校教育課
京都府スポーツ推進審議会	スポーツ基本法第31条	スポーツの推進に関する重要事項についての調査審議	20人以内	2年	指導部 保健体育課
京都府社会教育委員会	社会教育法第15条	社会教育に関する諸計画の立案、意見陳述及び研究調査	15人	2年	指導部 社会教育課
京都府立図書館協議会	図書館法第14条	図書館の運営及び図書館の行う図書館奉仕についての意見陳述	10人以内	2年	府立図書館
京都府文化財保護審議会	文化財保護法第190条	文化財の保存及び活用に関する重要事項についての調査審議及び建議	20人以内	2年	指導部 文化財保護課
京都府指定管理者等選定審査会	京都府の施設の管理等に関する条例第7条	府の施設の管理及び活用に関する重要事項の調査審議	6人以内	2年	指導部 社会教育課

3 所管事務の概要

[管 理 部]

総務企画課

- 教育委員会の会議及び秘書事務
- 教育、文化に功績のあるものの顕彰事務
- 職員(府立学校職員及び府費負担教職員を除く。)の人事、服務並びに給与に関する事務
- 府議会に関する事務
- 教育委員会所管各課の予算見積及び予算の執行及び調整に関する事務
- 支出及び収入の決算及び監査に関する事務
- 教育局予算の執行に関する事務
- 教育行政の総合企画及び調整に関する事務
- 教育委員会所管の広報事務
- 市町(組合)教育委員会の組織、一般的運営に関する指導及び助言
- 公文書類の收受、配分、配送及び保存事務
- 条例案、その他書類の審査に関する事務
- 教育行政全般に関する調査及び統計事務
- 教育行政相談に関する事務

管 理 課

- 府立学校運営費予算に関する事務
- 府立学校の用地取得に関する事務
- 行政財産及び物品の管理に関する事務
- 府立学校等の文教施設の整備及び維持管理に関する事務
- 市町村の文教施設の施設整備計画及びその実施に関する助言
- 文教施設に関する国の交付金等に係る事務

教職員企画課

- 学校教職員の勤務条件、服務、給与等に関する事務
- 学校教職員に対する給与等の支払事務
- 学校教職員に係る争訟事務
- 学校教職員の職員団体に関する事務
- 学校教職員の事務の効率化に関する事務
- 学校教職員の健康管理に関する事務

教職員人事課

- 学校教職員の任免、服務等人事事務
- 学校教職員の定数に関する事務
- 学校教職員の人事評価に関する事務
- 学校教職員の研修の総合企画、調整及び実施に関する事務(総合教育センターが行う研修を含む。)

福 利 課

- 公立学校共済組合に関する事務
- 学校職員の児童手当に関する事務
- 京都府教職員住宅の管理事務
- 学校職員の財産形成貯蓄に関する事務
- 学校職員等の恩給に関する事務

[指 導 部]

高校改革推進室

- 府立高等学校改革に関する次の事務
 - (1) 施策の企画立案及び推進
 - (2) 施策の実施に関する総合調整
 - (3) 施策の実施に伴う高校教育の専門的事項に関する指導と助言

- 高等学校及び府立中学校の設置廃止の認可、届出の受理等に関する事務
- 府立高等学校及び府立中学校の通学区域の設定及び変更に関する事務
- 高等学校及び府立中学校の入学者選抜に関する事務

学校教育課

- 学校（高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校を除く。）の設置廃止の認可、届出の受理等に関する事務
- 学校（高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校を除く。）における理科教育、人権教育、学校図書館教育及びへき地教育の振興に関する事務
- 小学校・中学校・義務教育学校における教育に関する次の事務
 - (1) 学校管理に関する指導、助言
 - (2) 教育課程の編成及び実施その他教育に関する指導及び助言
 - (3) 生徒指導に関する指導及び助言
 - (4) 研究大会、講習会、研究指定校等に関すること
- 教科用図書の採択及び給与に関する事務
- 就学奨励に関する事務
- 教育職員免許法に基づく事務
- 大学等における教員養成への協力に関すること
- 総合教育センターに関すること

(人権教育室)

- 人権教育の総合企画及び調整に関する事務
- 人権教育の推進に関する指導及び援助
- 人権教育の調査及び研究
- その他人権教育に関する事務（他課の所掌に属する事務を除く。）

(幼児教育センター)

- 幼児教育に関する次の事務
 - (1) 幼児教育施設に関する訪問及び助言
 - (2) 教職員研修に関する事務
 - (3) 調査及び研究

特別支援教育課

- 特別支援教育の企画及び調整に関すること
- 特別支援学校の設置廃止の認可、届出の受理等に関する事務
- 特別支援学校における産業教育、理科教育、人権教育及び学校図書館教育の振興に関する事務
- 特別支援学校における教育に関する次の事務
 - (1) 学校管理に関する指導及び助言
 - (2) 教育課程の編成及び実施その他教育に関する指導及び助言
 - (3) 生徒指導に関する指導及び助言
 - (4) 研究大会、講習会、研究指定校等に関すること
 - (5) 教育の情報化の推進に関すること
- 府立特別支援学校の通学区域の設定又は変更に関する事務
- 特別支援学校の教科用図書に関する事務
- 特別支援学校の就学に関する事務
- 府立特別支援学校の幼稚部・高等部の募集に関する事務
- 府立特別支援学校の設備（スクールバス等）の整備に関する事務
- 特別支援学級等の設置に関する助言
- 府立特別支援学校の教材の取扱いに関する事務

高校教育課

- 高等学校及び府立中学校における産業教育、理科教育、人権教育、学校図書館教育及び情報教育の振興に関する事務
- 府立高等学校及び府立中学校の施設、設備の整備充実に関する企画
- 英語指導助手に関する事務
- 高等学校の生徒の修学支援に関すること
- 高等学校における定時制教育、通信制教育の振興に関する事務
- 高等学校及び府立中学校における教育に関する次の事務
 - (1) 学校管理に関する指導及び助言
 - (2) 教育課程の編成及び実施その他教育に関する指導及び助言

- (3) 生徒指導に関する指導及び助言
- (4) 研究大会、講習会、研究指定校等に関する事務
- (5) 教育の情報化の推進に関する事務
- 高等学校及び府立中学校の教科用図書に関する事務
- 府立高等学校及び府立中学校の教材の取扱いに関する事務
- 高等学校卒業程度認定試験に関する事務
- 高等学校及び府立中学校の設置廃止の認可、届出の受理等に関する事務（高校改革推進室の所掌に属するものを除く。）

(教育共創室)

- 企業や大学等と連携した教育の推進に関すること

教育 DX 推進課

- デジタル技術を活用した教育の変革に係る企画及び総合調整に関すること
- 教育の情報化の推進の総括に関すること
- 情報セキュリティに関すること
- 府立学校における情報機器等の整備（他課の所掌に属するものを除く。）に関すること
- 京都府教育情報ネットワークシステム等の企画、管理及び運営に関すること
- 府立学校並びに市町村立小学校、中学校及び義務教育学校の教育活動における情報機器等の活用に対し、支援すること
- デジタル教科書その他のデジタルコンテンツの利活用に関すること

保健体育課

- 学校における健康安全教育・体育に関する次の事務
 - (1) 実施に関する指導及び助言
 - (2) 手引書、指導書、参考書等の作成及び提供に関すること
 - (3) 研究会、講習会、その他催しの主催等に関すること
- 児童生徒の健康管理
- 学校医、学校歯科医、学校薬剤師、その他学校保健関係者に対する指導及び助言
- 学校給食に関する企画、指導及び助言
- 公益財団法人京都府学校給食会に関すること
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付事務に関すること
- 府民の体育・スポーツ及びレクリエーション活動の振興並びにその指導者の養成
- スポーツ関係団体に対する指導、助言及び援助
- 競技スポーツの振興に関する企画、指導、助言及び援助

社会教育課

- 社会教育の振興に関する調査及び企画立案
- 社会教育に関する団体、社会教育指導者その他関係者に対する指導、助言及び援助
- 家庭教育に関する学習の機会を提供するための事業に関する援助及び助言
- 体験活動等の機会を提供する社会教育事業に関する援助及び助言
- 青少年教育に関する援助及び助言
- 公民館及び図書館の設置及び管理に関する指導及び調査
- 社会教育主事の資格の認定及び学芸員の推薦
- 府立図書館に関すること
- 府立少年自然の家に関すること
- 視聴覚教育の設備、器材の管理及び利用の提供
- 京都府社会教育委員に関すること
- 京都府指定管理者等選定審査委員会教育委員会部会に関すること

文化財保護課

- 文化財保護法及び府文化財保護条例に基づく事務
- 府文化財保護審議会に関する事務
- 銃砲刀剣類の登録事務等に関すること
- 文化財の保存と活用に関すること
- 府立郷土資料館に関すること
- 埋蔵文化財事務所に関すること

[地方機関]

教 育 局

本庁の出先機関として、管内の市町（組合）教育委員会、学校（府立学校を除く。）との連絡、調整、指導及び助言を行う。

主たる業務は

- 学校教育に関する指導及び助言
- 社会教育に関する指導及び助言
- 市町（組合）教育委員会に対する連絡、調整、指導及び助言
- 教職員の人事及び福利厚生等に関する事務

埋蔵文化財事務所

埋蔵文化財の調査並びに資料の整理及び保存に関する事務を処理させるため、次の事務を行う。

- 埋蔵文化財の調査に関すること
- 出土品その他の資料の整理及び保存に関すること
- 遺跡台帳の作成に関すること

[教育機関]

総合教育センター

本府における教育の振興を目的として、次の事業を行う。

- 教育に関する専門的、技術的事項の研究
- 教育関係職員の研修の企画、調整及び実施
- 教育相談
- 教育に関する図書、資料の収集及び活用

図 書 館

図書館法に基づき、次の事業を行う。

- 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般の利用に供すること
- 図書館資料の利用のための相談に応じること
- 他の図書館と協力し、資料の相互貸借を行うこと

少年自然の家

自然の中で、集団宿泊生活を通じて心身ともに健全な少年の育成を図るため、次の事業を行う。

- 少年の野外活動の助長に関すること
- 少年の団体活動の助長に関すること
- その他少年の健全育成に関すること

郷土資料館

郷土についての歴史資料、考古資料、民俗資料等の保存及び活用を図り、もって府民の文化的向上に資するため、次の事業を行う。

- 文化財保護の普及啓発に関すること
- 文化財、文化資料等の収集、保存、公開、調査、研究及びその他文化財の保護に関すること

4 教育委員会所管公所等所在地別一覧

市 町 村 名	公 所 等 名
京 都 市	総合教育センター、図書館、洛北高校附属中学校、山城高校、清明高校、鴨沂高校、洛北高校、北稜高校、朱雀高校、洛東高校、鳥羽高校、嵯峨野高校、北嵯峨高校、北桑田高校、桂高校、洛西高校、桃山高校、東稜高校、洛水高校、京都すばる高校、盲学校、聾学校
向 日 市	乙訓教育局、埋蔵文化財事務所、向陽高校
長 岡 京 市	乙訓高校、西乙訓高校、向日が丘支援学校
宇 治 市	東宇治高校、菟道高校、城南菱創高校、宇治支援学校
城 陽 市	城陽高校、西城陽高校、城陽支援学校
八 幡 市	京都八幡高校、同南分校、八幡支援学校
京 田 辺 市	山城教育局、田辺高校
木 津 川 市	山城郷土資料館、南陽高校附属中学校、木津高校、南陽高校
久 御 山 町	久御山高校
井 手 町	井手やまぶき支援学校
精 華 町	南山城支援学校
亀 岡 市	亀岡高校、南丹高校、丹波支援学校亀岡分校
南 丹 市	南丹教育局、るり溪少年自然の家、園部高校附属中学校、園部高校、農芸高校、北桑田高校美山分校、丹波支援学校
京 丹 波 町	須知高校

市 町 村 名	公 所 等 名
綾 部 市	中丹教育局、総合教育センター北部研修所、綾部高校、同東分校
福 知 山 市	福知山高校附属中学校、福知山高校、同三和分校、工業高校、大江高校、中丹支援学校
舞 鶴 市	東舞鶴高校、同浮島分校、西舞鶴高校、舞鶴支援学校、同行永分校、盲学校舞鶴分校、聾学校舞鶴分校
宮 津 市	丹後教育局、丹後郷土資料館、海洋高校、宮津天橋高校宮津学舎
京 丹 後 市	峰山高校、丹後緑風高校網野学舎、同久美浜学舎 清新高校
与 謝 野 町	宮津天橋高校加悦谷学舎、与謝の海支援学校

5 府立学校設置年度及び設置学科等

(1) 中 学 校 (令和7年度募集分) 洛北高等学校附属中学校 平成16年度設置
 南陽高等学校附属中学校 平成30年度設置
 園部高等学校附属中学校 平成18年度設置
 福知山高等学校附属中学校 平成27年度設置

(2) 高 等 学 校 (令和7年度募集分)
 (全日制課程)

区分 学校名	設置 年度	設 置 学 科											
		普 通	農 業	工 業	商 業	水 産	家 庭	情 報	福 祉	体 育	そ の 門 他 学 科	総 合 学 科	
1 山城	S23	○										○	
2 鴨沂	S23	○											
3 洛北	S25	○										○	
4 北稜	S55	○											
5 朱雀	S23	○											
6 洛東	S29	○											
7 鳥羽	S59	○										○	
8 嵯峨野	S25	○										○	
9 北嵯峨	S50	○											
10 北桑田	S23	○	○										
11 桂	S23	○	○										
12 洛西	S55	○											
13 桃山	S23	○										○	
14 東稜	S52	○											
15 洛水	S53	○											
16 京都すばる	S60				○			○					
17 向陽	S50	○											
18 乙訓	S39	○									○		
19 西乙訓	S59	○											
20 東宇治	S49	○											
21 菟道	S60	○											
22 城南菱創	H21	○										○	
23 城陽	S47	○											
24 西城陽	S58	○											
25 京都八幡	H19	○											
26 京都八幡 南分校	H19								○			○	
27 久御山	S55	○											
28 田辺	S38	○	○										
29 木津	S23	○	○		○								
30 南陽	S61	○										○	
31 亀岡	S23	○										○	
32 南丹	S54												○
33 園部	S23	○											
34 農芸	S58		○										
35 須知	S23	○	○										
36 綾部	S23	○											
37 綾部 東分校	S55		○										
38 福知山	S23	○										○	
39 工業	S38			○									
40 大江	S23												○
41 東舞鶴	S23	○											
42 西舞鶴	S23	○										○	
43 海洋	S23						○						
44 官津天橋 官津学舎	R元	○		○									
45 官津天橋 加悦谷学舎	R元	○											
46 峰山	S23	○		○									
47 丹後緑風 網野学舎	R元	○			○								
48 丹後緑風 久美浜学舎	R元		○									○	
計	42校 4学舎 2分校	39	7	4	3	1	0	1	1	1	1	12	2

(定時制課程)

学校名	分校名	設 置 学 科				
		普 通	農 業	商 業	家 庭	総 合 学 科
清 明		○				
朱 雀		○				
鳥 羽		○				
桃 山		○		○		
北桑田	美山		○		○	
綾 部	東	○				
福知山	三和		○		○	
東舞鶴	浮島	○				
清 新						○
計	5校4分校	6	2	1	2	1

(通信制課程)

学校名	設 置 学 科
朱 雀	普 通 科
西 舞 鶴	普 通 科

単位制による課程を設置
する高等学校 (再掲)

学校名	課 程	設 置 学 科
山 城	全日制	普 通 科 文 理 総 合 科
清 明	定時制	普 通 科
洛 北	全日制	普 通 科 サイエンス科
朱 雀	定時制	普 通 科
	通信制	普 通 科
鳥 羽	全日制	普 通 科 グローバル科
	定時制	普 通 科
桃 山	定時制	普 通 科 商 業 科
城南菱創	全日制	普 通 科 教 養 科 学 科
亀 岡	全日制	普 通 科 探 究 文 理 科
南 丹	全日制	総 合 学 科
大 江	全日制	地 域 創 生 科
西 舞 鶴	通信制	普 通 科
官津天橋 官津学舎	全日制	普 通 科 建 築 科
官津天橋 加悦谷学舎	全日制	普 通 科
丹後緑風 網野学舎	全日制	普 通 科 企 画 経 営 科
丹後緑風 久美浜学舎	全日制	アグリサイエンス科 みらいクリエイト科
清 新	定時制	総 合 学 科

(3) 特別支援学校

区分 学校名	設置年度	設置部				障害種別
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	
盲学校	明治11年	○	○	○	○	視覚障害
盲学校 舞鶴分校	昭和27年	○	○			〃
聾学校	明治11年	○	○	○	○	聴覚障害
聾学校 舞鶴分校	昭和27年	○	○			〃
向日が丘 支援学校	昭和41年		○	○	○	知的障害 肢体不自由
宇治支援学校	平成22年		○	○	○	〃
城陽支援学校	昭和60年		○	○	○	知的障害 肢体不自由 病弱
八幡支援学校	平成21年		○	○	○	知的障害 肢体不自由
井手やまぶき 支援学校	令和3年		○	○	○	〃
南山城支援学校	昭和56年		○	○	○	〃
丹波支援学校	昭和53年		○	○	○	〃
丹波支援学校 亀岡分校	昭和55年		○	○		〃
中丹支援学校	昭和58年		○	○	○	〃
舞鶴支援学校	平成16年		○	○	○	〃
舞鶴支援学校 行永分校	平成17年		○	○		肢体不自由 病弱
与謝の海 支援学校	昭和44年		○	○	○	知的障害 肢体不自由

6 令和7年度教育委員会関係予算

令和7年度 当初予算総括表

(令和6年度2月補正予算含む)

1 目的別予算

(単位:千円、%)

項 別	予算額(A)	同 左 財 源			R 6年度 予算額(B)	差引増減額 (A)-(B)	前年比 (A)/(B)
		国 庫	そ の 他	一般財源			
教育総務費	14,794,972	448,930	6,711,032	7,635,010	20,015,033	△ 5,220,061	73.9
小学校費	38,437,320	9,719,803	11,813	28,705,704	37,326,031	1,111,289	103.0
中学校費	22,640,039	5,337,971	7,362	17,294,706	21,478,098	1,161,941	105.4
高等学校費	38,855,914	3,840,120	8,058,020	26,957,774	38,782,009	73,905	100.2
特別支援学校費	17,450,443	2,353,336	2,500,435	12,596,672	15,257,707	2,192,736	114.4
社会教育費	632,303	2,185	23,000	607,118	739,967	△ 107,664	85.5
文化財保護費	5,414,562	34,554	4,983,284	396,724	2,622,957	2,791,605	206.4
保健体育費	792,697	23,773	206,473	562,451	807,369	△ 14,672	98.2
計	139,018,250	21,760,672	22,501,419	94,756,159	137,029,171	1,989,079	101.5

2 性質別予算

(単位:千円、%)

区 分	7 年 度		6 年 度		差引増減額 (A)-(B)	前年比 (A)/(B)
	予算額(A)	割 合	予算額(B)	割 合		
人件費	109,189,647	78.5	110,136,414	80.4	△ 946,767	99.1
事業費	29,828,603	21.5	26,892,757	19.6	2,935,846	110.9
計	139,018,250	100.0	137,029,171	100.0	1,989,079	101.5

○令和7年度当初予算主要事項

(単位:千円)

事 項	予 算 額	事 業 の 概 要	課 名
京の高校生探究パートナーシップ事業費	7,000	府立高校と京都市立高校の生徒が連携して探究活動に取り組むことにより、高校生の学びの充実を図り、子どもたちが未来の創り手として成長し続けるための力を育成する。	高校教育課
「学び・繋がる未来の扉」京都プロジェクト事業費	40,580	経済的条件・地域条件に関わらず、全ての子どもたちが夢に向かって挑戦できる環境を構築し、意欲ある生徒の力を存分に伸ばす学習機会を創出する。	高校教育課 教育DX推進課
あんしん「子育て－教育」京都プロジェクト事業費	7,000	保護者の不安や悩みに寄り添い、解決に導くための「子育て－教育コンシェルジュ」を設置し、子育て・教育相談の体制を構築	学校教育課 高校教育課 社会教育課
子どもの教育のための総合交付金	300,000	府と市町村が一体となって「教育環境日本一」に向けた取組を進めるため、地域の実情に応じた特色ある取組を支援する。	総務企画課
京都式「教育DX」推進事業費	7,640,184	児童生徒や学校がICTの活用を効果的に進めることができる環境を整え、誰一人取り残すことのない一人一人に応じた最適な学びの実現など、新しい時代に対応した教育の確立を図る。	教職員企画課 学校教育課 特別支援教育課 高校教育課 教育DX推進課
令和の京都式教育指導体制推進費	4,472,390	義務教育9年間を見通し、児童生徒や学校の実態に即して必要な教員を配置し、一人一人の児童生徒に確かな学力を定着させるとともに、新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図る。	教職員人事課 学校教育課
効果の上がる学力対策事業費	51,001	児童生徒に確かな学力が身につくよう、基礎基本の徹底や個別課題に対応するための取組を充実し、学力向上に向けた実践的・効果的な支援を実施する。	学校教育課
京都グローバル人づくり事業費	484,384	「聞く」、「話す」など、小・中・高校生の英語によるコミュニケーション能力の育成を図るとともに、高校生の海外留学支援などを通じて、多様な文化を理解し尊重する資質や能力を備え、国際社会で活躍できるグローバルな人材を育成する。	教職員人事課 学校教育課 高校教育課
夢に応えられる府立高校づくり事業費	74,163	生徒一人一人に応じた教育と時代の変化に対応した教育の実践により、生徒の個性や能力を最大限に伸ばし、希望進路の実現を図る。	高校教育課 高校改革推進室
特別支援教育充実事業費	338,654	小・中学校の通常の学級及び府立高等学校に在籍する発達障害等により教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、適切な教育的支援や支援体制の整備等を先導的に行うため、非常勤講師を配置し、特別支援教育の充実を図る。	教職員人事課 特別支援教育課 高校教育課
特別支援学校職業教育等充実事業費	26,291	府立特別支援学校児童生徒の職業的自立を促進し、希望進路を実現するための職業教育及び就労支援の充実を図る。	教職員企画課 特別支援教育課
特別支援教育総合推進事業費	23,004	発達障害を含む障害のある子ども一人一人の教育ニーズに応じて、自立と社会参加を目指す一貫した特別支援教育を推進する。特別支援学校における文化スポーツ活動やボランティア活動等を通して、共生社会の実現に向けた地域社会との交流及び理解啓発を推進する。	特別支援教育課 高校教育課
医療的ケア児支援強化事業費	38,000	医療的ケア児及びその家族への負担軽減のため、医療的ケア児等支援センターの運営や府立特別支援学校における通学時の支援を実施	特別支援教育課
幼児教育の質向上・課題解決事業費	6,000	京都府の幼児教育推進の拠点として設置した京都府幼児教育センターを中心に、幼児教育の質の向上や、小学校教育への円滑な接続を図る。	学校教育課
いじめ防止・不登校支援等総合推進事業費	673,601	学校等における問題の早期発見・早期対応、児童生徒・保護者からの相談への対応など、いじめ、不登校、問題行動等に対する総合的なサポート体制の充実を図る。	学校教育課 高校教育課 社会教育課
部活動活性化体制構築推進事業費	104,403	少子化の中でも、将来にわたりすべての子どもたちがやりたいスポーツ・文化芸術活動に親むることができる機会の確保に向けた施策を推進	学校教育課 保健体育課

事 項	予 算 額	事 業 の 概 要	課 名
京のアスリート・ゴールドプラン推進事業費	182,920	競技人口の拡大・普及からトップアスリートの育成まで、各段階における京都ゆかりのスポーツ選手を育て、府内の競技力向上を図る。	保健体育課
高校生等修学支援事業費	4,803,740	教育の機会均等を図るため、修学資金や就学支援金などにより高校生の修学を支援する。	高校教育課
教員人材確保・資質向上事業費	13,810	教員不足解消のため教員免許保有者をはじめとした新たな人材の学校現場への入職を支援するとともに、日本学生支援機構の奨学金の返還金を一部補助することで教員志願者を確保する。加えて、複雑化・多様化する教育課題に適切に対応するため、教員の資質能力向上のための取組を実施する。	教職員人事課
教職員の働き方改革推進費	1,954,142	教育の質を高めるため、教職員の意識改革を行うとともに、外部人材の活用などにより、教員が授業や授業準備等に集中できる環境を構築する。	教職員企画課 教職員人事課 学校教育課 高校教育課 保健体育課
災害時学校支援チーム創設事業費	1,000	災害発生時における学校教育活動の早期再開を支援する体制を構築するため、京都府災害時学校支援チーム「D-EST京都」を創設する。	保健体育課
府立学校施設整備費	5,731,753	学校施設の計画的な改修による長寿命化の推進や、老朽化した学校施設の改修工事等の実施のほか、近年の猛暑にも対応できる、安心・安全な教育環境を整備し、災害時における避難所としての機能強化を図る。 また、教育と福祉の総合的な連携による切れ目のない支援や教育環境の実現に向けて、長岡京市の共生型福祉施設構想と連携し、「向日が丘支援学校改築基本構想」に基づき校舎等を全面改築する。	管理課 特別支援教育課
子どものための地域連携事業費	54,957	幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を得て、地域社会全体で子どもの成長を支える様々な地域学校協働活動の統合・ネットワーク化の推進を図る。	社会教育課
家庭教育支援事業費	5,055	家庭教育はすべての教育の出発点であり、保護者が自信を持ち安心して子どもの教育にかかわれるよう、福祉や地域社会等と連携し、家庭教育を支援する。	社会教育課
高校生伝統文化事業費	15,576	日本・郷土の伝統文化を尊重する態度の育成にあたり、京都府にゆかりの深い茶道や華道、古典など様々な有形・無形の文化に関する学習に取り組み、伝統文化への関心を高めるとともに、豊かに生きる力をはぐくむ。	高校教育課
丹後郷土資料館整備推進費	3,198,000	丹後郷土資料館について、丹後地域の歴史文化の探訪・観光の拠点施設となるハブ・ミュージアムを目指し、リニューアル整備を実施する。	文化財保護課
京の史跡・歴史遺産活用整備事業費	12,500	現在の国の礎となった「恭仁宮」(国指定史跡)の特別史跡昇格を目指すとともに、広く知り・触れるための環境整備や、府南部の文化観光の拠点とするための検討や取組を実施。	文化財保護課
文化財保存活用支援事業費	154,840	文化財の「保存」と「活用」の両輪により府内文化財を後世に継承するため、府内文化財の修理等に対する助成や文化・観光と連携した文化財の活用を支援する取組等を実施する。	文化財保護課
文化財保護強化事業費	145,000	府内の貴重な文化財を災害破損・流出防止等の観点から早期保護を図るため、文化財等の保存修理や防犯・防災対策としての整備に対する助成等を実施する。	文化財保護課
歴史的建造物等保存伝承事業費	1,407,006	文化財を良好な状態で後世に継承するため、建造物等の保存修理や文化財維持管理等に要する経費の補助等を実施する。	文化財保護課
災害時文化財保護体制強化事業費	1,000	大規模災害発生時において、文化財の被災状況を速やかに把握し、文化財の保護活動や早期復旧につながる体制を構築する。	文化財保護課

7 京都市立学校児童生徒数等調べ

(令和6年5月1日現在)

公立小学校 地域別・学年別児童数

区分	地域名	乙訓	山城	南丹	中丹	丹後	京都市立を 除く計	京都市立	計
学校数(分校)		18	77(1)	26	42	29	192(1)	154(1)	346(2)
学級数		372	1,231	328	489	258	2,678	2,323	5,001
1学年		1,478	4,257	842	1,449	572	8,598	8,564	17,162
2学年		1,419	4,421	953	1,406	633	8,832	8,935	17,767
3学年		1,413	4,560	958	1,488	644	9,063	9,287	18,350
4学年		1,434	4,734	986	1,509	655	9,318	9,196	18,514
5学年		1,425	4,680	1,009	1,566	656	9,336	9,321	18,657
6学年		1,321	4,846	1,025	1,538	657	9,387	9,392	18,779
計		8,490	27,498	5,773	8,956	3,817	54,534	54,695	109,229

※()内は分校で外数である。

公立中学校 地域別・学年別生徒数

区分	地域名	乙訓	山城	南丹	中丹	丹後	京都市立を 除く計	京都市立	府立	計
学校数(分校)		8	35	13	22	12	90	66	4	160
学級数		139	481	134	194	100	1,048	952	15	2,015
1学年		1,299	4,579	966	1,498	618	8,960	8,346	191	17,497
2学年		1,303	4,610	1,060	1,506	653	9,132	8,562	194	17,888
3学年		1,293	4,669	1,009	1,579	691	9,241	8,637	197	18,075
計		3,895	13,858	3,035	4,583	1,962	27,333	25,545	582	53,460

※()内は分校で外数である。

公立義務教育学校 地域別・学年別児童生徒数

区分	地域名	乙訓	山城	南丹	中丹	丹後	京都市立を 除く計	京都市立	計
学校数(分校)		0	0	2	0	0	2	8	10
学級数				26			26	165	191
1学年				42			42	316	358
2学年				47			47	339	386
3学年				43			43	382	425
4学年				57			57	351	408
5学年				53			53	392	445
6学年				60			60	373	433
7学年				52			52	374	426
8学年				53			53	363	416
9学年				43			43	341	384
計		0	0	450	0	0	450	3,231	3,681

公立高等学校 府立市立別・学科別・学年別・男女別生徒数

(全日制)

区分	1学年		2学年		3学年		計					
	男	女	男	女	男	女	男	女				
普通科	3,579	3,714	7,293	3,576	7,045	3,319	3,650	6,969	10,367	21,307		
農業に関する学科	153	129	282	178	108	286	175	79	254	506	822	
工業に関する学科	297	40	337	257	54	311	245	58	303	799	152	951
商業に関する学科	132	115	247	113	96	209	110	123	233	355	334	689
水産に関する学科	61	12	73	70	11	81	62	14	76	193	37	230
家庭に関する学科	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報に関する学科	69	11	80	59	19	78	60	11	71	188	41	229
福祉に関する学科	5	9	14	10	11	21	7	7	14	22	27	49
体育に関する学科	29	8	37	21	19	40	28	12	40	78	39	117
その他の専門学科	439	407	846	441	390	831	472	343	815	1,352	1,140	2,492
総合学科	118	86	204	109	60	169	79	68	147	306	214	520
計	4,882	4,531	9,413	4,727	4,344	9,071	4,557	4,365	8,922	14,166	13,240	27,406
普通科	308	452	760	269	481	750	282	421	703	859	1,354	2,213
工業に関する学科	165	15	180	155	22	177	143	23	166	463	60	523
その他の学科	337	373	710	320	378	698	337	400	737	994	1,151	2,145
計	810	840	1,650	744	881	1,625	762	844	1,606	2,316	2,565	4,881
合計	5,692	5,371	11,063	5,471	5,225	10,696	5,319	5,209	10,528	16,482	15,805	32,287

(定時制)

区分	1学年		2学年		3学年		4学年		計				
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
普通科	119	109	228	100	104	204	81	74	155	377	323	700	
農業に関する学科	17	1	18	10	4	14	12	2	14	8	3	11	57
専攻商業に関する学科	4	-	4	1	2	3	4	1	5	-	1	1	4
家庭に関する学科	2	4	6	2	7	9	1	2	3	2	4	6	7
総合学科	21	19	40	25	17	42	31	22	53	3	4	7	80
計	163	133	296	138	134	272	129	101	230	90	48	138	520
普通科	30	55	85	33	48	81	32	35	67	7	3	10	102
専攻工業に関する学科	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	30	55	85	33	48	81	32	35	67	7	3	10	102
合計	193	188	381	171	182	353	161	136	297	97	51	148	622

(通信制)

区分	男	女	計
府立	372	404	776

公立特別支援学校 児童生徒数

区分	学年	幼稚園部			小学部						中学部			高等学校						合計		
		学校数	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2		3	計
府立	(4) 1	29	121	110	109	104	110	105	659	149	144	134	427	230	234	238	8	3	3	3	716	1,831
京都市立	(1) 8	-	63	46	54	47	59	53	322	80	85	75	240	224	231	212	-	-	-	-	667	1,229
合計	(5) 2	29	184	156	163	151	169	158	981	229	229	209	667	454	465	450	8	3	3	3	1,383	3,060

※ () 内は分校で外数である。

8 国指定・登録文化財等の全国及び京都府内所在件数等一覧

令和7年4月1日現在

種別	建造物		美術工芸品						記念物			無形文化財						民俗文化財		重要文化的景観			重要建造物群保存地区			選定保存技術							
	棟数	(基)数	彫刻	絵画	工芸品	工書	書跡典籍	考古資料	歴史資料	計	特別名勝跡	天然記念物	史跡名勝跡	天然記念物	保 持 者	保 存 団 体	有 形	無 形	重要文化的景観	重要建造物群保存地区	件数	人	件数	人	件数	人	件数	人	件数	人	件数	人	
京 都 府 A	国 宝	53	76	44	42	15	82	3	0	186	14	142	5	4	6		5	10	3	7	16	17	16	16									
	重 文	306	733	500	428	185	749	28	25	1,915																							
	登 録	649	649			1			1	2	1	1																					
全 国 B	国 宝	232	298	166	141	254	298	50	3	912	165	3,268	38	54	51	31	228	337	73	129	55	67	44	48									
	重 文	2,588	5,532	2,063	2,737	2,481	2,727	666	236	10,910																							
	登 録	14,391	14,391			3	1	5	9	18	138																						
比 率 A / B (%)	国 宝	23%	26%	27%	30%	6%	28%	6%	0%	20%	8%	4%	13%	9%	12%	0%	2%	3%	4%	5%	29%	25%	36%	33%									
	重 文	12%	13%	24%	16%	7%	27%	4%	11%	18%																							
	登 録	5%	5%			33%			11%	11%	1%	1%					8%						17%	17%									

(注) 1 国宝は重要文化財の内数である。
 2 特別史跡名勝天然記念物は史跡名勝天然記念物の内数である。
 3 京都府の美術工芸品の件数は、京都府内の文化財所有者が所蔵している件数である。
 4 選定保存技術保存団体は重複認定があるため、()内は実団体数を示す。

10 京都府教育委員会名簿

(令和7年4月1日現在)

職名	氏名
教育長職務代理者	前川明範
「	小畑英明
「	安藤良明
教育次長	藤鈴可奈
兼学校危機管理監	大山達俊
兼管理部部長	山仲俊宣
兼推進室部長	相水直博
兼企画課長	水南有紀
兼企画課長	石田英
兼企画課長	浅吉伴弘
兼企画課長	西岡哲一
兼企画課長	三廣一良
兼企画課長	廣小野勝
兼企画課長	今井上
兼企画課長	井田中
兼企画課長	石崎善淳
兼企画課長	力前藤雅五
兼企画課長	前藤裕康
兼企画課長	大坂上田
兼企画課長	杉本澤
兼企画課長	藤安正久
兼企画課長	山松本
兼企画課長	松本島
兼企画課長	福岸孝貴
兼企画課長	本島英

11 京都府市町(組合)教育委員会 教育長一覧

(令和7年4月1日現在)

	教育委員会名	教育長		教育委員会名	教育長
乙訓	向日市	山本 真也	南丹	亀岡市	川勝 哲也 (任期は4月2日～)
	長岡京市	西村 文則		南丹市	國府 常芳
	大山崎町	南 顕融		京丹波町	松本 和久
山城	宇治市	木上 晴之	中丹	綾部市	小林 治
	城陽市	藪内 孝次		福知山市	廣田 康男
	八幡市	川中 尚		舞鶴市	廣瀬 直樹
	京田辺市	山岡 弘高	丹後	宮津市	山本 雅弘
	木津川市	竹本 充代		京丹後市	松本 明彦
	久御山町	内田 智子		伊根町	岩佐 好正
	井手町	中田 邦和		与謝野町	長島 雅彦
	宇治田原町	南 亮司		与謝野町宮津市 中学校組合	長島 雅彦
	精華町	川村 智			
	相楽東部 広域連合	石橋 常男 (職務代理者)			

令和7年度教育委員会重点施策

- ・ 京都府総合計画～あたたかい京都づくり～
- ・ 第2期京都府教育振興プラン～教育環境日本一を目指して～
を踏まえた施策を展開

総合計画の重点ビジョン

子育て環境日本一・京都の実現

- 1 豊かな学びの創造と確かな学力の育成
- 2 豊かな人間性の育成と多様性の尊重
- 3 健やかな身体の育成
- 4 学びを支える教育環境の整備
- 5 学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育の推進

総合計画の重点ビジョン

文化の力で世界に貢献する京都の実現

- 6 文化財の保存・継承・活用

① 豊かな学びの創造と確かな学力の育成

京の高校生探究パートナーシップ事業

京の高校生探究パートナーシップ事業費 7百万円

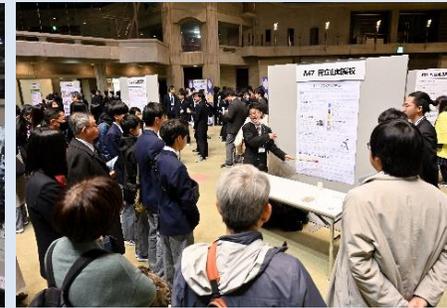
～京の高校生探究パートナーシップ事業～

府立・京都市立高校の生徒達が交流し学びを深めていくことで、未来を切り拓く人材の育成に繋げていくことを目的とする

府市連携

拡 「京都探究エキスポ」の開催

- 府立・市立高校が一堂に会し、学びの成果を発表する京都探究エキスポを開催
(R6：参加校51校・参加者約1,100人)



新 「京都探究クエスト」の開催

- 京都が世界に誇る歴史的建造物等の文化財を舞台に、高校生と世界の第一線で活躍するトップランナーとの交流会を開催
(府北部・南部で開催予定)



交流会の成果を
エキスポへ!

① 豊かな学びの創造と確かな学力の育成

「学び・繋がる未来の扉」京都プロジェクト

「学び・繋がる未来の扉」
京都プロジェクト事業費（一部） 13百万円

～「学び・繋がる未来の扉」京都プロジェクト～

経済的条件・地域条件に関わらず全ての子どもたちの夢を応援し、国際的に活躍したり、地域社会の発展に貢献する人へと育ててもらうための教育環境をつくるプロジェクト

拡 「学びのWEBラボ」の活用

- 異なる学校の生徒が地理的制約を越えオンライン等で学び合う場を創出
(対象校を20校程度に拡大 (R6: 6校))

<交流会の様子>



<プログラミング>



拡 府立学校どこでもスペシャル講座の開催

- 他校の特別講義や大学連携講義等をオンラインで受講できる機会を創出
(発信校を10校程度に拡大 (R6: 3校))

府立高校生の「海外探Q留学」支援

- 生徒の探究活動に係る留学費用を支援
(R6実績:カンボジアでの教育活動、ケニアでの自然保護活動等)



① 豊かな学びの創造と確かな学力の育成

「教育DX」の推進

京都市「教育DX」推進事業費（一部） 246百万円

京都府学力・学習状況調査（学びのパスポート）の実施

- 令和5年度から本格実施した学びのパスポートを活用し、児童生徒の学力向上や非認知能力の変容に繋げる教育システムを展開

【参考：学びのパスポート】※全国初

小4～中3を対象に全員CBTで実施するとともに、学力の伸びが把握可能なIRT手法を組み合わせた調査

※CBT：コンピュータやタブレットを用いて行う調査方式

※IRT：問題や受験者が異なる場合であっても、問題の難易度をものさしとして調査結果を比較可能にする理論（TOEFLや英検等で活用）



拡 府立高校のDXの加速化（DXハイスクール）

- 情報技術を活用した探究的な学び等に取り組み、デジタル等成長分野を支える人材を育成するための支援を行う

<整備例>

〔 高性能PC、動画・画像編集ソフト、通信機器
理数教育設備、3Dプリンター、 など 〕

実施校数：25校程度（1校：5,000～12,000千円）



① 豊かな学びの創造と確かな学力の育成

地域の実情に応じた教育環境づくり

子どもの教育のための総合交付金 300百万円

子どもの教育のための総合交付金による教育環境の充実

- 府と市町村が一体となって「教育環境日本一」に向けた取組を進めるため、地域の実情に応じた特色ある取組を支援

対象者	市町村、広域連合及び中学校組合
補助率	原則 1 / 2
区分	市町村特色枠、重点支援枠（リーディング事業）
令和6年度 取組事業例	<ul style="list-style-type: none">○語学力向上と異文化理解のための留学支援○増加する不登校児童生徒へのきめ細かな対応○郷土愛を醸成するための地域資源を活かした部活動 等



地域協働型教育の推進

- 学校と地域、家庭との協働を進め、地域と共に教育課題を解決するため、地域交響プロジェクト交付金を活用し、地域活動団体の取組を支援

② 豊かな人間性の育成と多様性の尊重

特別支援教育の推進

特別支援学校校舎等整備費（一部） 1,406百万円
医療的ケア児支援強化事業費 38百万円

向日が丘支援学校の整備推進

令和9年度から供用開始予定

【完成イメージ】

- 教育と福祉の総合的な連携による、切れ目ない支援の充実にに向けた校舎整備



いじめ防止・不登校支援等

いじめ・不登校支援等総合推進事業費 632百万円

スクールカウンセラー等の配置

小・中・高全ての学校に配置

- スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー（スクール・ソーシャル・ワーカー）等を学校へ配置

心の居場所サポーターの配置

- 児童生徒への別室（相談室等）での学習支援や相談を実施（教員や臨床心理士を志望する大学生等を任用）



不登校児童生徒へのアウトリーチ支援

- 市町村の教育支援センターにスクールカウンセラー等を配置し、学校内外を問わない個々の状況に応じた支援を実施



② 豊かな人間性の育成と多様性の尊重

令和の京都式教育指導体制の推進

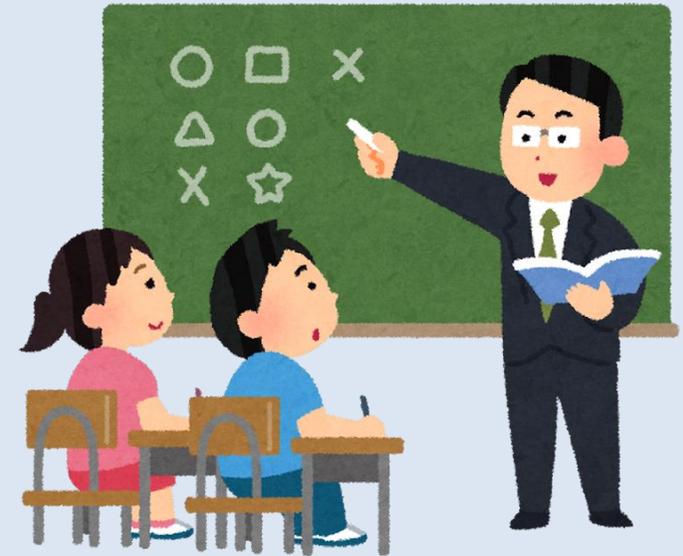
令和の京都式教育指導体制推進費 4,472百万円

拡 小学校教科担任制の推進

- 予測困難な社会を生き抜く力として重要な外国語や理系教育の指導体制を強化するため、理科及び英語を中心とした専科教員を拡充
【R6：80人程度→R7：100人程度】

京都式少人数教育の推進

- 児童生徒や学校の実態に即して、児童生徒の確かな学力を定着させる「京都式少人数教育」を引き続き実施



～京都式少人数教育～

(小学校) 1・2年生 2人の教員による指導が実施可能な教員を配置
3～6年生 30人程度の学級編制が可能な教員を配置

※市町村や学校が少人数授業、ティームティーチング又は少人数学級を選択

(中学校) 35人を超える学級規模の解消又は習熟度別授業が充実できる教員を配置

③ 健やかな身体の育成

スポーツに親しむことができる環境づくり

部活動活性化体制構築推進事業費 104百万円

少子化の中でも将来にわたり子ども達が望むスポーツに親しむことができる機会を確保するとともに、部活動に携わる教員の負担を軽減

拡 地域部活動の推進

- 部活動の地域移行に向けた市町の実証事業を支援
【R 7 : 10市町程度 (R 6 : 8市町)】



開放型地域クラブの設置

- 府立高校を核に開放型地域クラブ発足へ向けた環境整備を支援
【R 7 : 2校で設立準備 ⇒ R 9 : 計14校に】



部活動指導員の配置

- 専門的指導員の配置により、部活動環境の充実と教員の負担軽減を図る
【府立学校：約60人、中学校：約120人】

④ 学びを支える教育環境の整備

学校における働き方改革と教員の人材確保①

スマートスクール推進事業費（一部） 22百万円
教職員の働き方改革推進費（一部） 576百万円

個々の児童生徒に向き合う時間を確保し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮することができるように、教員の働き方改革等を推進

新 府立学校校務DXの推進

- 紙主体での管理をデジタル化し、効率的な管理運用を実現

＜対象業務＞

成績管理、サービス管理、健康診断情報、入試の電子出願



新 学校業務検証事業

- 教員の抜本的な業務削減に向けた方策を検討するワーキングチームを設置し、モデル校において改善策を実践、効果検証

ワーキングチーム	大学教授、教育コンサルティング会社 市町教育委員会、府教育委員会 等
モデル校	【校種】小・中・府立学校 計4校 【期間】3年間



④ 学びを支える教育環境の整備

学校における働き方改革と教員の人材確保②

教員人材確保・資質向上事業費（一部）2百万円
教職員の働き方改革推進費（一部）576百万円

新 初任者（教員）への支援

- 初任者の業務負担軽減及び育成のために非常勤講師を配置し、教育の質の向上を図る
(担任業務、授業準備、校務分掌、生徒指導等)



教員業務支援員の配置

- 教員業務支援員を配置し、教員が教材研究等に注力できる環境を確保

<支援事例>

学校行事や式典準備、学習プリントや家庭への配布物の印刷 等

教職志願者向け奨学金支援制度

- 北部地域における教員不足を解消するため、日本学生支援機構の奨学金の返還金を一部補助
※北部：中丹以北の地域

対象者	北部採用枠で合格した新卒採用者
支援内容	卒業前2年間の第一種奨学金貸与額を上限とし、10年間に分けて補助



④ 学びを支える教育環境の整備

災害時における学びの確保

災害時学校支援チーム創設事業費 1百万円

能登半島地震での被災地活動による経験を踏まえ、災害発生後における学校教育活動の早期再開に向けた支援体制の構築を図る

新 京都府災害時学校支援チーム（^{ディーエスト}D-E S T 京都）の創設

- 文部科学省が進める「被災地学び支援派遣等の枠組み（D-EST）」の京都版

（令和6年能登半島地震での被災地の学校における課題）

施設の
被害

避難所の
開設

教職員の
被災



学校教育活動の
再開に遅れが発生

<活動内容>

- ・ 教育活動の早期再開に向けた支援
- ・ 児童生徒等の心のケアに対する支援 など



⑤ 学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育の推進

あんしん「子育て—教育」京都プロジェクト

あんしん「子育て—教育」
京都プロジェクト事業費 7百万円

～あんしん「子育て—教育」京都プロジェクト～

市町村と連携し、産前から成人までの子を持つ親の「子育てから教育」の悩みに寄り添い、解決に導くなど、安心して子育てができる環境づくりに取り組むプロジェクト

「子育て—教育コンシェルジュ」の設置

電話相談は24時間365日対応

- 保護者の不安や悩みに寄り添い、解決に導くための「子育て—教育コンシェルジュ」を設置し、子育て・教育相談の体制を構築

トータルアドバイスセンター



- 子育て世代の教育相談を実施
 - ・電話・メール相談
 - ・来所・巡回相談
- 府立学校専用電話・相談窓口
府立学校に通う児童生徒・
保護者用の専用窓口を設置

連携

専門家チーム

- トータルアドバイスセンターと連携して相談内容の解決に向けた専門的支援
 - 府立学校や市町村教育委員会からの困難事案に係る相談対応
- 【チーム構成】
- ・学校問題解決支援コーディネーター（教員OB等）
 - ・スクールロイヤー（法律専門家）



⑥ 文化財の保存・継承・活用

災害発生時の文化財保護・早期復旧

災害時文化財保護体制強化事業費 1百万円

能登半島地震において、古民家や古文書など多くの文化財が被災
大規模災害発生時において、文化財の被災状況を速やかに把握する体制を構築し、
文化財の保護活動や早期復旧へとつなげる

新 ヘリテージマネージャーの育成

府市連携

- 京都市と連携し、府域で活動可能なヘリテージマネージャー（※）を育成
（実施主体：「京都文化財マネージャー育成実行委員会（仮称）」）

※歴史的建造物の保全活用に係る専門家。災害発生時には文化財の被災状況の調査等を担う。

<実行委員会主催の研修>

「文化財マネージャー育成講座」（年間66時間）の開催
⇒講座の受講完了をもってヘリテージマネージャーとして
名簿に登録



⑥ 文化財の保存・継承・活用

文化財を核とした地域づくり

丹後郷土資料館整備推進費 3,198百万円

丹後郷土資料館のリニューアル整備

令和8年度リニューアルオープン予定

- 丹後地域の歴史・文化の探訪と観光の拠点施設となるハブ・ミュージアムを目指し、リニューアルを実施

【外観イメージ（東南側）】



【新館から望む天橋立】



～丹後郷土資料館リニューアルの概要～

整備のコンセプト

地域に受け継がれた「丹後の歴史」と「未来」との融合

ポイント

- ①歴史と重厚感ある「本館」は存置しリノベーション
- ②公開承認施設への対応など新たな機能と、天橋立を望む空間を備えた「新館」を建築

スケジュール（予定）

令和7年度：収蔵庫新設・本館改修・新館新設工事
令和8年度：本館改修・新館新設工事